

令和 2 年11月17日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
委員長報告	7
管理者提出議案の報告	1 1
管理者の挨拶	1 1
一般質問	1 3
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7
議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
閉 会	7 6

秩広組告示第 8 4 号

令和 2 年第 3 回（1 1 月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 2 年 1 1 月 1 0 日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久 喜 邦 康

1. 期 日 令和 2 年 1 1 月 1 7 日（火）午前 1 0 時
2. 場 所 秩父クリーンセンター 3 階大会議室

令和2年11月17日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和２年１１月１７日午前１０時開会

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸報告
- 第 ４ 委員長報告
- 第 ５ 管理者提出議案の報告
- 第 ６ 一般質問
- 第 ７ 議案第１９号 令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ８ 議案第２０号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例
- 第 ９ 議案第２１号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第１０ 議案第２２号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第１１ 議案第２３号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第１２ 議案第２４号 令和２年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第２回）
- 第１３ 議案第２５号 令和２年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第２回）

(開会 午前 9時58分)

出席議員 (16名)

1番	上 林 富 夫 議員	2番	山 中 進 議員
3番	黒 澤 秀 之 議員	4番	赤 岩 秀 文 議員
5番	木 村 隆 彦 議員	6番	本 橋 貢 議員
7番	小 櫃 市 郎 議員	8番	浅 海 忠 議員
9番	黒 澤 克 久 議員	10番	関 根 修 議員
11番	林 豊 議員	12番	四方田 実 議員
13番	新 井 利 朗 議員	14番	染 野 光 谷 議員
15番	高 橋 耕 也 議員	16番	出 浦 正 夫 議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

久 喜 邦 康	管 理 者
富 田 能 成	副管理者
石 木 戸 道 也	理 事
大 澤 夕 幸 江	理 事
森 真 太 郎	理 事
引 間 正 人	監査委員
富 田 豊 彦	事務局長
北 堀 芳 明	会 計 者 管 理 者
町 田 進	消 防 長
柴 岡 康 夫	水道局長
柳 井 戸 直 樹	事 務 局 兼 事 次 長 兼 管 理 課 長
野 澤 好 博	専 門 員 兼 業 務 課 長 兼 秩 父 ク リ ン タ ー セ ン タ ー 長
小 茂 田 浩	消 防 本 部 次 長 兼 危 機 防 災 管 理 監 兼 消 防 署 長

黒	沢	敬	三	専門員兼 総務課長
千	島	史	久	専門員兼 警防課長
中	村		智	水道局長 水次古事務所長
古	屋敷	光	芳	水道局長 水次経営企画長
新	井	伴	明	水道局長 水技浄水課長
濱	田	雅	之	契約検査 課長
関	河		緑	福祉保健 課長兼 会計課長
原	島		健	秩父衛生 環境センター 所長
新	井		守	予防課長
山	中	寛	美	指令課長
田	巻	政	利	工務課長
高	橋		豊	小鹿野 事務所長

職務のため出席した事務職員

千	嶋		浩	書記長
横	田	真	一	書記

午前 9時58分 開会

○開会・開議

議長（四方田 実議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回秩父広域市町村圏組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、皆様の発言につきましては、時節柄マスク着用でもよろしいかと存じますので、よろしくお願いします。

○議事日程について

議長（四方田 実議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（四方田 実議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

2番 山 中 進 議員

3番 黒 澤 秀 之 議員

4番 赤 岩 秀 文 議員

以上、3名の方をお願いをいたします。

○会期の決定

議長（四方田 実議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（四方田 実議員） 次に、諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査並びに定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

引間監査委員。

(引間正人監査委員登壇)

引間正人監査委員 おはようございます。監査委員の引間でございます。まず、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施しました例月出納検査の結果につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年6月から9月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高は、いずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預貯金及び普通預貯金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、本年9月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は9億16万5,704円、水道事業会計の残高は39億5,515万9,921円であることを確認いたしました。

続きまして、決算審査につきましてご報告申し上げます。令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算及び政令で定める証書類等について、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき決算審査を行い、意見書にまとめました。意見書につきましては、後ほどご高覧賜り、参考としていただければ幸いに存じます。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施しました定例監査の結果につきまして、ご説明申し上げます。

去る10月22日に、令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況等について監査を実施したものでございます。今年度は、事務局の業務課、秩父クリーンセンター、秩父環境衛生センター、水道局の経営企画課、吉田事務所、計5課所を対象としました。監査の方法は、各課所に対して、あらかじめ監査資料の提出を求め、監査当日に所属長から説明を聴取する方法でございまして、各施設での実地監査も実施いたしました。その結果、各事務事業は、関係法令、条例等に基づき適正に処理されているものと認めました。

なお、提案事項等を含めた詳細につきましては、お手元に配付されております定例監査結果報告書を御覧いただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

議長（四方田 実議員） 以上で諸報告を終わります。

○委員長報告

議長（四方田 実議員） 次に、議会閉会中の審査事項として、議会改革調査研究特別委員会に付託されております秩父広域市町村圏組合議会の組織、運営等に関する調査研究についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

浅海議会改革調査研究特別委員長。

(議会改革調査研究特別委員長 浅海 忠議員登壇)

議会改革調査研究特別委員長（浅海 忠議員） おはようございます。議会改革調査研究特別委員長報告を行います。閉会中の継続審査として本委員会に付託されております議会の組織、運営等に関わる調査研究の過程につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、組合発足50年となる本組合議会の組織、運営に関し、調査研究を行うことを目的に設置されました。委員会につきましては、7月22日に2回、8月3日、9月1日、10月5日、11月5日の計6回開催いたしました。協議する内容につきましては、1、議会機能強化に関する取組、2、情報公開に関する取組について協議することとし、初めに秩父市の議場の使用、定例会の回数、会期の日数、常任委員会の在り方、全員協議会の在り方について協議をまいりました。

まず、秩父市の議場の使用について申し上げます。秩父広域市町村圏組合は、昭和45年発足以来、圏域住民の生活に欠かすことのできないごみの収集と処理、結核予防や介護認定審査をはじめとする福祉保健事業、火葬、霊柩業務、そして常備消防業務を担ってきました。さらに、平成28年度には、秩父広域圏内の4つの水道事業体が統合し、組合の事務に加わり、今日では安心、安全な住民生活を守るべく10の事業を共同で処理しております。これら組合で受け持つ事業の増加と併せて予算規模も大きくなり、令和2年度の一般会計と水道事業会計の予算総額は110億円を超える規模となっております。このことから組合の担う役割は非常に重要なものとなっており、地域経済に与える影響も決して少なくありません。しかしながら、組合、市、町の厳しい財政状況の中、令和元年度の一般会計においては、決算額の約8割を組合、市、町の負担金に求めており、今後もより一層の合理的かつ効果的な運営が求められております。組合議会においては、組合の政策形成や事業の実施過程において重要な意思決定を行い、議会における審議の過程は、圏域住民に対して広く開かれたものでなくてはなりません。このことから委員会では、しっかりと議会を公開することで、組合諸事業へのさらなる興味、関心を圏域住民に持っていただきたいとの思いから、立地的にも秩父広域圏内の中心にあり、最新の設備が備わった秩父市の議場において、来年2月に開催される第1回定例会から組合議会を開催する旨の意見が集約されました。

次に、定例会の回数について申し上げます。秩父広域市町村圏組合議会定例会条例に基づき、年3回、定例会を2月、7月、11月に開催しておりますが、定例会の回数を増やすことや通年議会の開催について協議した結果、今後組合の実施する事業が増えたりする場合には、再度検討が必要との意見もありましたが、現状としては年3回が妥当ではないかということとなりました。

次に、会期の日数について申し上げます。この議題は、適正な会期の日数について協議をしたもので、平成28年度から組合に水道事業が統合されたことで、水道事業会計及び予算額が増加していること、さらには過去の定例会において時間延長した実績を踏まえ、慎重審議する時間を確保すべきということから、まず来年の2月定例会について、会期を複数日にすることで意見が集約され

ました。

次に、常任委員会の在り方について申し上げます。現在常任委員会は、委員会の人事案件がある場合に開催されておりますが、議案の審議を委員会付託とし、委員会で行ってはどうかという意見があり、検討した結果、会期日程等を鑑み、現状の運営方法でよいということとなりました。

次に、全員協議会の在り方について申し上げます。全員協議会は、現在重要事項の協議を行う場合や定例会の1週間前に開催され、そこで執行部側から議案の概要説明や議会内部の調整等をしております。この全員協議会の運営方法について協議を行いました。その結果、全員協議会では、議案の事前審査に当たらない質疑とし、質問には自己の意見を述べることをしない質問としていくことを徹底するとともに、これらの決定事項を申合せ事項として残し、新しい組合議会議員にも伝えていくということで、今後も現在の運営方法を継続していくこととなりました。

本委員会は、今後も議会機能強化に関する取組、情報公開に関する取組等について調査研究を重ね、引き続き協議をしていくことを申し上げまして、委員長報告といたします。

議長（四方田 実議員） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

10番、関根修議員。

10番（関根 修議員） 10番、関根でございます。議会改革調査研究特別委員会の委員長にお尋ねいたします。

会議場の件ですけれども、秩父市の議場にということなのですから、当然費用が発生すると思います。最低、議会が3回、委員会が最低、全協3回ということですよね。秩父市の所有物ということで、郡部にとっては借りるという形になります。法人格が違いますので当然費用が発生すると思うのですけれども、その辺についてどのような決定になっているのか、あるいはどのような経緯があるのか、委員長にお尋ねいたします。

もう一つ、45年当時、合併当時にこの議員の定数についていろいろ問題がありました、議論がありました。議員定数についての議論とかそういうものは、委員会においてなされたのかどうか、ご質問いたします。

議長（四方田 実議員） では、浅海委員長、答弁をお願いいたします。

議会改革調査研究特別委員長（浅海 忠議員） 8番、浅海です。関根議員のご質問にお答えします。

特別委員会の中で議場を使用させていただくに当たりまして、やはり議論が出ました。そうした中で、9月1日に行われた特別委員会の中で、秩父市の議場の借用についての課題ということで協議をいたしまして、9月8日付の秩父市長及び秩父市議会議長宛てに、秩父広域市町村圏組合議会における秩父市議場等の借用に関わる課題等についてということで照会を行っております。内容については、議場及び委員会室の借用、音響機材の借用等、秩父市議会で使用している設備の設定変更等の必要が生じない範囲での借用として、問題点についての照会をしたものでございます。これ

に対しまして、9月29日付の秩父市から管財第26号ということで回答をいただいております。その中で議場等の借用につきましては、秩父市財産規則第22条第1項第5号の規定、国、他の地方公共団体その他の公共団体において、公用もしくは公共的活動の用に供するために特に必要と認められるときというところに該当するということで、使用できるという回答をいただきました。

また、使用料につきましても、秩父市行政財産の使用料に関する条例第3条第1項第1号の規定、公共もしくは公共用または公益を目的とする事業の用に供するために行政財産を使用するときに該当するため、使用料を減免措置していただけるとの回答をいただいているものであります。委員会としては、議場使用に関わる費用は発生しないものとして考えております。

それと、議員定数につきましては、この委員会では議論はありませんでした。

以上です。

議長（四方田 実議員） 関根議員よろしいですか。

10番（関根 修議員） 了解しました。

議長（四方田 実議員） 出浦正夫議員、16番。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。今浅海委員長からご報告をいただきましたけれども、その中で郡市民に開かれた議会にしたいというような趣旨のお話がありましたけれども、それはそのとおりだというふうに思います。大いに進めるべきだというふうに思いますが、1つは、議場使用の問題なのですが、ご承知のように当組合は地方自治法に規定された団体でありまして、一般の自治体と同等の権限を持った自治体に等しいものであります。そういう観点から申し上げますと、この組合がどこかの自治体に負い目を負うようなことがあってはまずいというように、私は考えているわけです。そうすると、秩父の議場が立派なものだというのは、私も見学をして重々承知をしておりますけれども、方法はいろいろありまして、例えば情報公開の観点だということになれば、この場所にインターネット発信をする施設を造ったって、それは同じように情報発信できるわけです。ですから、まずそういうことはお考えにならなかったのか、これが1点です。

それから、情報公開とか広く市民に開かれた議会にするとということ言えば、前の全協で、全員協議会は公開原則になっていたものを非公開にするという決定を行いました。これについても当然検討、見直しをするべきだというふうに考えますけれども、そういう論議はございましたか。

3点目なのですが、関根議員が今おっしゃいましたけれども、こういう広域議会なんかでは、人口に関係なく全く同数の議員が各自治体から出るという広域の議会もあります。長野県などでそのような例があるようではありますが、秩父市が8人で他の4自治体が2人ずつという、こういうことについては、論議は今なかったということなのですが、やっぱりするべきではないかというふうに思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

議長（四方田 実議員） 浅海委員長。

議会改革調査研究特別委員長（浅海 忠議員） 8番、浅海です。今口頭で質問をわっといいただいて、

何もないので、もし落ちていたらまた言ってください。

それぞれの、まず議員の定数の問題については、先ほど申し上げましたように議論はございませんでした。

あと、秩父市の議場云々ということについては、これ委員会を開催して、秩父市のほうの議員から発案があったわけではなく、いわゆる町の議員さんの中から、そういった最新の設備を利用したらどうかという提案があって、そこで委員会で協議したものでございます。そういったことはご承知おきいただきたいと思います。

あと、何でしたか。

(「協議会の」と言う人あり)

議会改革調査研究特別委員長（浅海 忠議員） それについては、委員会では議論はありませんでした。

以上です。

議長（四方田 実議員） よろしいですか。

16番（出浦正夫議員） 結構です。

議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

○管理者提出議案の報告

議長（四方田 実議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（四方田 実議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 議員の皆様、おはようございます。四方田議長様からお許しをいただきましたので、管理者としてご挨拶をし、そしてまたその後、議案の説明も簡潔に行いたいと存じます。

まずは、本日ここに11月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましても公私とも大変お忙しい中をご出席を賜り、誠にありがとうございました。

さて、本組合の水道事業の話ですが、秩父地域水道事業の統合に関する覚書に基づきまして、4つの水道事業を統合し、平成28年4月に開始したわけですが、改めてこの統合の目的のことを話を

いたしますと、まず水道事業の経営基盤、そして技術基盤、この2つの強化と安定した経営を行うということによって、水道使用者に対して、より安全で安心な水道水を安定的に供給することができるとのことでございます。水道事業統合後ですが、広域化によりまして国の交付金を活用した老朽管路の布設替えとか耐震化を進めることで、統合前の事業者が単独で行う場合と比べまして、より多くの事業を実施することができております。このような中におきまして、この覚書で水道料金体系の統一を統合後5年以内に行うこととしておりましたので、料金体系の統一に向けて、平成31年1月に水道事業経営審議会に諮問したのですが、その中で水道料金体系の統一に合わせた料金改定ということで、私のほうで諮問をいたしました。審議会では、本圏域の将来の水道事業を見据えた水道料金体系の検討をしていただきまして、その結果、令和元年12月に水道料金改定率を平均で17.91%とする答申書をいただきました。そこで理事会では、平成28年度の事業統合後も秩父市、横瀬町、小鹿野町、皆野町と長瀬町の4地域において、それぞれ今現在、別の料金表を採用していたことから、この答申を受けまして料金統一を実施した場合、地域によって大幅な改定率が生じること、これが予想されたので、協議を我々も慎重に重ねていき、住民生活とか企業活動に及ぼす影響を最小限に抑えるとともに、同一事業体における料金統一を確実に実施するべく、現在の料金体系である秩父市の料金体系に統一するということといたしました。

そこで本年9月29日から10月16日、これは議員の皆様にもご参加いただいたところもございますが、ここで住民説明会をそれぞれの地域で、私も市のほうで行ったものに対しては参加させていただいております。ここで十分に説明を行い、そしてまた併せてその内容ですが、一般の方にも知っていただくために、ユーチューブチャンネルで、おもてなしTVで、これを御覧いただけるということにもなっております。今後人口減少等に伴う水需要の減少などから、水道料金収入の減少が見込まれる中で、施設の統廃合と水道事業の広域化による効果を発揮しつつ、水道事業の健全性を確保しながら経営基盤の強化を図ることが必要不可欠と考えております。今定例会で令和3年4月1日の水道料金改定のための水道事業給水条例の一部を改正する条例、条例改正ということですが、これを提出させていただきます。詳細は、この後、説明を担当の者から行いますので、議員の皆様には慎重審議の上、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日執行部で提案いたします議案の概要に入らせていただきます。本日の定例会ですが、全部で7件、ご審議いただく議案でございます。

まず、議案第19号 令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、議会の認定を得たいため提出するものでございます。

議案第20号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する秩父広域市町村圏組合職員の特種勤務手当に関する条例につきまして、国、県等の状況を踏まえまして、組合職員に対して防疫等作業手当を支給するための条例を制定したいものでございます。

議案第21号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、埼玉県人事委員会の勧告に基づきまして、一般職職員の期末手当の支給割合を改定したいものでございます。

議案第22号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例ですが、これ総務省令の一部改正に伴いまして所要の改正をしたいものでございます。

議案第23号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、先ほど前段で申し上げましたとおり、令和3年4月1日から水道料金の改正を行うため、基本料金及び水量料金の別表を改める等、所要の改正をしたいものでございます。

次に、議案第24号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）ですが、歳入では、令和元年度一般会計歳入歳出決算に伴う繰越金の補正、また歳出のほうでは、職員の給与改定等に伴う人件費及び新型コロナウイルス感染症対策事業費等に係る補正を行いたいものでございます。

議案第25号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）につきましては、一般会計同様に給与改定等に伴う人件費と債務負担行為の追加計上等による補正を行いたいものでございます。以上でございます。

詳細につきましては、担当の者から順次説明を行ってまいります。十分ご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

12月議会を間近に控えまして、さらに年末、何かとお忙しい時期になっております。最近では新型コロナウイルス第3波と言われているように、感染者が急増しております。十分に感染にご注意いただき、それぞれの議会でご活躍いただき、市町の発展を心から願いながら、私からの挨拶とさせていただきます。本日は会議よろしくお願いいたします。

○一般質問

議長（四方田 実議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに、特にご留意くださいますようお願いいたします。また、それに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

3番、黒澤秀之議員。

（3番 黒澤秀之議員登壇）

3番（黒澤秀之議員） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、小春日和で、うちの中にいるというより外にいたほうがいいようなときになりましたけれども、議場に足を運んでいただきま

して誠にありがとうございます。改めまして、3番、秩父市議会、黒澤秀之でございます。本日も秩父地域に住む皆さんが住んでいてよかったと思える地域を目指すために、一般質問頑張ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速通告に従いまして一般質問に入りたいと思いますが、今回も議長のお許しを得まして、一般質問の要旨を分かりやすくするために皆様方に補足資料をお配りをさせていただきました。要所要所で見えていただきながら質問を聞いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。今回の一般質問では、秩父広域市町村圏組合における秩父消防本部から火災予防について及び秩父消防本部のインフルエンザ流行に備えた体制整備につきまして、お伺いをさせていただきます。

まず、大きな1点目の火災予防についてお伺いをいたします。去る11月9日から、先週の日曜日ですね、15日まで、秋季の全国火災予防週間が実施をされました。この運動は、これから火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させること、住民の財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されるものであります。秩父地方は、このところ秋晴れにより空気も大変乾燥し、火災発生のリスクが高まりつつあります。また、少子高齢化、単身高齢者世帯が増加する状況下において、秩父消防本部における火災予防への取組について伺うものであります。

まず、(1)の近年の火災発生状況における原因と対策について、秩父地域における、ここ数年の火災発生はどのようなものなのか、またこの原因と秩父消防本部における対策はどのようなものなのか、お伺いをさせていただきます。この質問に関しましては、秩父消防本部が毎年発行しております火災・救急・救助統計のデータを取りまとめて補足資料として掲載をさせていただいております。開いていただいて左側です。このデータも踏まえまして、秩父消防本部の所感を伺うものであります。

次に、(2)、住宅用火災報知器の設置率と条例適合率について伺います。住宅用火災報知器の設置につきましては、新築住宅は平成18年6月から、既存の住宅は平成23年6月までに義務化されまして、その結果、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れているようであります。住宅火災による被害のさらなる軽減のためには、平成23年9月に開催されました住宅用火災警報器設置対策会議において策定され、平成27年9月に改正をされました住宅用火災警報器設置対策基本方針に基づきまして、消防機関に限らず関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる団体が総力を結集し、住宅用火災報知器の設置の徹底、高齢者世帯への設置の働きかけ、条例適合率の改善、適切な作動を確保するための維持管理の必要性に関する周知等を図ることが重要とされております。本年7月時点における総務省消防庁の調査では、住宅用火災報知器をいまだ設置していない世帯が約2割、各市町村の火災予防条例の規定どおり設置していない世帯が約3割、最近作動確認を行った世帯のうち、電池切れや故障が確認された世帯が約2%という結果になっているようであります。

このような実態を踏まえ、秩父地域における住宅用火災報知器の設置率と条例適合率について伺うものであります。

先ほど同様に、この住宅用火災報知器の設置率と条例適合率につきましては、補足資料として右のページですね、開いていただいて右のページ、埼玉県下27消防本部について、過去5年間の設置率、条例適合率をグラフ化したものを掲載させていただいております。黄色く塗ってあるところが、秩父消防本部ですね。そちらも参考にしながら、ご答弁をいただきたいというふうに思います。ちなみに、上のグラフが設置率、5年間の平均で、埼玉県下ワースト4位に入ります。そして、条例適合率につきましては、27消防本部の中でワースト1ですね、5年間の平均が最下位という状況になっております。

次に、(3)、中古物件売買時における対応について伺います。秩父地域にも多くの空き家が存在し、その中古物件の売買として、民間の不動産業者や空き家バンクなども経由しながら、移住政策にも大いに寄与しているところではありますが、中古物件における住宅用火災報知器の設置率と条例適合率はどのようになっているのか、お伺いをさせていただきます。

次に、(4)、消防用設備等点検報告率について伺います。消防法第17条の3の3によれば、防火対象物の関係者は、消防用設備等、または特殊消防用設備等について定期に点検し、その結果を消防長または消防署長に報告しなければならない旨定められております。つまりは不特定多数の者が、または災害時に救護が必要な者が出入りする施設、例えば百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物、その他の防火対象物については、防火対象物の関係者が点検をして定期的に報告をしなければならないというものであります。先ほどの(2)と(3)の質問ですが、これ住宅用の施設についての話ですが、(4)については、民間の不特定多数が出入りする施設についてに関する火災予防について伺うものであります。この2018年の調査によりますと、消防用施設等点検報告率は、全体として49.8%、面積が1,000平方メートル未満の報告率が43.1%、1,000平方メートル以上の報告率は71.8%と、小規模な施設を中心として点検報告率のさらなる向上が必要との結果がございいます。そこで秩父地域における消防用施設等点検報告率は、現在どのようになっているのか、お伺いをさせていただきます。

次に、(5)、新型コロナウイルス飛沫防止シートにおける火災発生事例と指導について伺います。本年大阪府にある店舗内のたばこ売場において、新型コロナウイルス感染症予防でレジに設置していた飛沫防止シートが焼損する火災が発生をいたしました。たばこ売場で販売しているライターを試しに点火したことが原因で、飛沫防止シートに着火、幸いけが人や延焼拡大することはありませんでしたが、一歩間違えれば大きな火災になったと考えられる事例であります。この事例を教訓として、総務省消防庁からも本年6月と7月に飛沫防止用のシートに関わる火災予防上の留意事項について事務連絡が発出されております。秩父消防本部として飛沫防止シートにおける火災予防の個別指導等はどのようなことを行っているのか、お伺いをするものであります。

次に、大きな項目２のインフルエンザ流行に備えた体制整備について、（１）、消防・救急隊員へのインフルエンザ予防対策について伺います。消防、救急は、日常生活において欠かすことのできない公共サービスであります。新型コロナウイルス感染症が依然として鎮静化しない中、季節性インフルエンザとダブル流行による医療機関の混乱は避けなければならない状況であります。秩父消防本部における消防・救急隊員へのインフルエンザ予防対策はどのようなものなのかをお伺いをさせていただきます。

以上、壇上におきましては、秩父広域市町村圏組合における秩父消防本部から火災予防について及びインフルエンザ流行に備えた体制整備について、２項目について質問させていただきました。追加の質問は自席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（四方田 実議員） ３番、黒澤秀之議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 黒澤議員からのご質問ありました１、火災予防について、（１）、近年の火災発生状況における原因と対策について、ご質問にお答えします。

秩父広域管内の過去10年間の火災発生状況は、出火件数において平成25年の70件をピークに、60件台から、ここ数年は40件台と減少傾向であり、年間の死傷者数はばらつきがありますが、10名前後でございます。出火原因は、１位、たき火、２位、放火、放火の疑い、３位がたばこでございます。過去の特異な事例としましては、公衆トイレの連続放火や林野火災が発生しております。消防本部の火災予防対策としては、出火原因の１位であるたき火に起因する、その他災害を減少させるための方策や、全国的な傾向である高齢者人口の増加に伴う火災予防対策が課題であると認識しております。ご質問がありました近年の火災状況における原因と対策は、以上でございます。

火災予防に関わります（２）以降のご質問につきましては予防課長から、２のインフルエンザ流行に備えた体制整備については警防課長からお答えします。よろしくお願いいたします。

議長（四方田 実議員） 予防課長。

（新井 守予防課長登壇）

新井 守予防課長 黒澤議員のご質問１、火災予防について、（２）から（５）につきまして、順次お答えいたします。

初めに、（２）の住宅用火災警報器の設置率と条例適合率のご質問にお答えいたします。秩父広域管内の住宅用火災警報器の設置率と条例適合率につきましては、総務省消防庁の令和２年７月１日における調査結果として、秩父消防本部管内の設置率は72％で、埼玉県78.1％と比較し低い設置率となり、また条例適合率は36％で、埼玉県の67.3％と比較し、設置率以上の低いものとなっております。住宅用火災警報器の義務化は、一般住宅による死傷者の減少を目的として義務化となっ

た経緯に鑑み、設置啓発活動に努める必要性があると存じます。

次に、(3)、中古物件売買時における対応のご質問にお答えします。火災予防条例における住宅用火災警報器の設置基準は、一般住宅に居住する寝室及び二階建て以上の階部分等に設置する規定でございます。そのため現在の消防本部における啓発活動方針は、住民を対象として行っている実情があります。しかしながら、住宅の中古物件を取り扱う不動産業者等に住宅用火災警報器の設置啓発を行うことにより、中古物件の住宅を購入時に住宅用火災警報器の設置を促す機会と捉えた場合、設置率の向上に一定の効果がある方策でもあると存じます。

次に、(4)の消防用設備等点検報告率のご質問にお答えします。令和元年度の秩父広域管内における消防用設備等の設置義務の生ずる対象物のうち、1,000平米以上の報告率は77.5%、1,000平方メートル未満の報告率は37.8%となっており、全体の報告率は44.1%です。1,000平方メートル以上の防火対象物に対する報告率は全国平均を上回っているものの、1,000平方メートル未満の防火対象物に対する報告率は下回る結果でございます。

次に、(5)、新型コロナウイルス飛沫防止シートにおける火災発生事例と指導のご質問にお答えします。飛沫防止シートに係る火災発生事例につきましては、秩父消防本部管内での火災事案はなく、埼玉県内においても火災発生事例はございません。飛沫防止シートにおける指導につきましては、令和2年6月11日付で、秩父消防本部ホームページに飛沫防止シートに係る火災事例が他県で発生した情報及び飛沫防止シートに係る設置及び管理について掲載し、注意喚起を行いました。

また、令和2年6月10日付で、飛沫防止シートの設置に関し、物販店舗や物販店舗を含む複合用途防火対象物及び窓口業務を行う事業所に対し、職員が事業所へ訪問し、注意喚起文書を配布させていただきました。

なお、事業所のうち新型コロナウイルス感染症を考慮し、訪問が不適切であると判断した福祉施設や診療所等には、電話連絡等により注意喚起を行っております。

1の火災予防についてのご質問に対する答弁は、以上でございます。

議長（四方田 実議員） 警防課長。

(千島史久専門員兼警防課長登壇)

千島史久専門員兼警防課長 黒澤議員のご質問の2、インフルエンザ流行に備えた体制整備についてのうち、消防・救急隊員へのインフルエンザ予防対策はどのようなものかにお答えいたします。

消防・救急隊員へのインフルエンザ予防対策は、大変重要であると認識しております。このため当本部では、平素から新しい生活様式をはじめとする感染症対策に加え、インフルエンザの特性を踏まえ、現場活動におけるマスクの着装、帰署後にはアルコール等による手指消毒を徹底するとともに、通常勤務においてもマスクの着装、手洗い及び事務室の換気等を実施しております。また、全職員を対象にインフルエンザワクチンの予防接種を実施し、インフルエンザの予防対策を徹底、推進しているところでございます。今後とも総合的な感染防止対策の徹底を行い、継続的な出動体

制の確保を図りたいと存じます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。それでは、それぞれ答弁いただきましたので、追加の質問させていただこうと思います。1のほうから行きたいと思います。壇上とこの席で合計3回しか、1に対してできませんので、少し多くなるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

先ほどの答弁では、（1）のところですが、原因ということで、その他火災を下げる方向と高齢者の火災を防ぐ方向で取組を進めていますよと。そして、1位がたき火で、2位が放火、私が作った補足資料の中ではたばこが上位にいますけれども、合計では上位にいますけれども、そういう状況だということで、追加の質問ですが、たき火と、たき火及びたき火の疑いを足した放火に関連するものを、たき火とたき火の疑いを足しますと、たき火より多いのですね。たき火より放火のほうが多いのですね。ということは、放火が多いことについて、消防本部としてどういうふうな対応をするのかということですね。ほかの地域が、この秩父地域に比べて出火の原因がどうだということもあると思うのですが、結果からいうと過去の数字からは、たき火よりも放火及び放火の疑いを足したものが多いわけですから、それを減らしていかないと火災の件数は減っていかないわけなので、その辺について所感をお伺いさせていただきます。これは（1）ですね。

（2）のところですが、私の補足資料では開いて右のページになっておりますが、ほかの埼玉県下の消防本部と比べましてかなり低いのです。これは今回の定例会の議案にもありますけれども、秩父広域市町村圏組合火災予防条例によりまして、この条例適合率が決まるわけですが、ほかの消防本部と条例が違うのかどうか、まず1点。とりわけこの秩父消防本部が守るべき条例ですね、この火災予防条例が厳しいものなのかどうか、違いは何か、条例適合率が低い原因と対策をどのように考えるのか、お伺いさせていただきます。

それから、（1）のところ、秩父消防本部とすると火災予防の観点とすると、高齢者の火災を減らしたいという話でいきますと、先ほども壇上でもちょっとお話ししましたが、秩父地域は高齢者の単身世帯が増加する傾向にあります。そういった中で設置率、それから条例適合率が低いわけなのですが、この高齢者に対する住宅用火災報知器設置の啓蒙活動、今後どのように行っていくつもりがあるのか。

それから、（2）の3つ目ですが、なかなか人口が減って過疎地域が増えていきますので、地域のつながりというのが希薄になってきているというのが、今秩父地域全体的に言えることだと思うのですが、これは消防本部の管轄ではないのですが、地域に、消防団が各地域いますけれども、昔は火防巡視といって、よくお宅を回って火災予防に取り組んでいますかと、危ない状況になっていませんかということで、私は消防団員でしたから、私のうちに今もあるのですけ

れども、判こを押すのですね、チェックをすると、という火防巡視を消防団がやっていた地区に、私は住んでおりました。そういった地域のつながりが少なくなる中で、そして単身高齢者世帯が増える中で、地域のつながり、地域に密着した形で火災予防を展開していくというのは非常に効果があるのかなというふうに思います。一方で、プライバシーの問題とかコロナの関係もあって、なかなか個人宅に伺うというのも厳しいというのもあるでしょうけれども、そうは言っていられないと思いますので、地域の消防団における火防巡視等は、これ地域柄があると思いますけれども、そんなものは機能しているのかどうか、これは地域柄があって、さらに所管がもしかすると自治体のほうになってしまうかもしれないので、消防本部としてどうお思いか、お伺いします。

(3) の追加の質問ですけれども、先ほどの答弁では、住民を対象として、この住宅用火災報知器の設置については啓蒙活動を行っていますと。ですから、売買を行う不動産業者においては、こういったものを行っていないとは言っていないですね、行う必要があるのではないかという話をしていましたけれども、現状やっていないのかどうかと、そういった不動産業者に火災報知器を、売買するときは設置するというふうにさせていただいたほうがいいのですよという話をもっとやっていただければ、中古物件の売買のときに火災報知器がついたものが購入者の手に入るわけですが、そういったことを消防本部としてどのように考えるか、お伺いをさせていただきます。

それから、4 番目の再質問ですけれども、消防用設備と点検報告率ということでお答えをいただきました。ちなみに、小規模の事業主が点検報告率が低いということもあるのですけれども、平成 30 年 3 月 28 日公布の消防法施行令の一部改正で、150 平方メートル未満の小規模な飲食店において、新たに消火器具の設置が義務づけられております。これは 150 平方メートルですから、かなり小さい飲食店ですね、赤ちょうちんというような表現がいいのか分かりませんが、そういうところも消火器を設置しなければいけないということが義務づけられました、これ施行令に。秩父消防本部管内における現状はどうなっているか。私の資料には、一番後ろの資料の下にそれを書いてあるのですけれども、消火器点検パンフレットとか消火器点検アプリなんていうのを総務省消防庁が推奨しておりますけれども、秩父消防本部としてはどのような状況か、お伺いします。

それから、5 番につきましては、大阪でそういう火事があって、埼玉県下はそういうのがなくてという話があって、物販店等に訪問して注意喚起をしたり、診療所、それから福祉施設については、消防本部から電話連絡をしたというお話がありましたが、ホームページに 6 月 11 日に載せたということですが、なかなか事業主さんが毎回毎回、広域の消防本部のホームページを見るかどうかというのはまた定かではありませんので、そういう事例があるということをもう少し周知していただいたほうがいいのかと、私は単純に思います。そういうふうなことが起きると思っていない事業主さんも多いのではないかと思いますので、これにつきましては今後も何かの機会を捉えまして、火災予防の観点で飛沫防止シートですね、天井からビニールをつるしたりするところもかなり多いと思いますので、そういうところの啓蒙活動をお願いしたいな、これは質問ではありません、

お願いをしたいなと思います。

それから、2番目のほうに移りますけれども、先ほど消防、救急隊員につきましては、通常マスク、アルコール手指消毒、いろいろやられておりますというお話でしたけれども、そしてワクチンを全員へ接種をしておりますという話をいただきました。これ公費で行われているのか、まずお伺いします。消防、救急隊員は、先ほど言ったとおり、公共サービスですね、住民にとっては。ですから、インフルエンザにかかってしまって、それが滞ってしまっては意味がありませんから、インフルエンザの予防接種をしたからといってかからないかといったら、そうではないのですけれども、これは職務としてインフルエンザの予防接種を受ける必要があると思います。そういう観点からいくと、公費でこれが賄われているものなのかどうかをお伺いをさせていただきます。

追加の質問は以上です。

議長（四方田 実議員） 予防課長。

（新井 守予防課長登壇）

新井 守予防課長 黒澤議員のご質問のたき火が最も火災原因として挙げられるが、放火及び放火の疑い足し合わせると、たき火より火災発生件数が多くなっているということのご質問にお答えいたします。

まず、単独の出火原因の第1位はたき火ですが、消防本部としましては、構成市町に協力依頼し広報紙等の広報をしていただき、減少傾向であります。第2位となっております放火と放火の疑いを足しますと第1位となりますが、放火行為の連続が数事例発生しております。消防署や消防団の巡視や広報活動により、放火防止に努めた経緯があります。火災の出火原因は、地域的な構成要件や社会的な世相の影響を受けやすいものであると考えます。地域住民の皆様のそれぞれが、火災予防に対して心構えることが大切であると存じます。

続きまして、秩父広域市町村圏組合火災予防条例は、他の自治体における火災予防条例と比べ厳しいものなのか、違いは何か、また条例適合率が低い原因と対策はにお答えいたします。設置場所に関する規定は、他の自治体と同じでございます。また、条例適合率が低い要因としましては、広域管内の地域性として、住宅条例改正以前に建築された多くの戸建て住宅に住宅用火災警報器の設置条例が制定され、火災警報器を設置した経緯が影響していると考えられます。適合率の改善としては、秩父消防本部のホームページ及び構成市町の広報紙等により、住宅用火災警報器について啓発し、適合率の改善を図りたいと存じます。

続きまして、高齢者単身世帯が増加する中、住宅用火災警報器設置の啓蒙活動はどのように行うかについてお答えします。高齢者単身世帯に対する住宅用火災警報器につきましては、構成町ごと的高齢者単身世帯の防火指導時に普及啓発活動を行っております。社会的にも高齢者人口が増加傾向である、地域的にも高齢者の単身世帯の増加が顕著である事情も踏まえ、関係機関と連携し、様々な機会における啓発、普及の在り方について検討したいと存じます。

続きまして、消防団による火防巡視等は機能していますかというご質問にお答えいたします。消防団による火防巡視につきましては、構成市町に確認したところ、構成市町の消防団の方針として対応されているようでございます。消防団活動につきましては、構成市町の実務であり、明確な答弁はできませんが、社会的に個人情報の保持におけるプライバシーに関し、地域住民のご理解を得ながら、火防巡視活動がより火防巡視を機能させるために重要であると考えられます。

続きまして、中古物件の売買に伴う消防査察等が行われるものかということにお答えいたします。消防職員の査察は、消防法第4条に規定されております。住宅は、個人の住居として規定され、個人の住居としての立入り要件を満たさなければならないため、住宅の中古物件売買時における消防職員の査察は行っておりません。また、消防機関に関して住宅の中古物件売買時の審査権限が法的に付与されていないため、実施しておりません。

続きまして、消防法施行令の一部改正により150平米未満の小規模飲食店に消火器具が義務設置となって、秩父消防本部管内の状況把握と出動にはお答えいたします。消防法施行令の一部改正に伴い、広域管内全域において飲食店に対する立入検査を実施した結果、対象となる飲食店を298物件把握いたしました。同時に同飲食店に対し、消防法施行令の一部改正により設置義務となった消防用設備のほか、飲食店として必要な消防法上及び火災予防条例上等の指導を実施させていただきました。そのときにアプリの説明も行っております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 警防課長。

（千島史久専門員兼警防課長登壇）

千島史久専門員兼警防課長 黒澤議員の質問にお答えいたします。

インフルエンザ予防接種の経費は公費で賄えるものかにお答えいたします。総務省消防庁より令和2年8月20日付け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の報告について、接種実施機関と覚書を交わし、特定接種を実施できる体制確保とするよう指示がありました。これに基づき消防本部では、令和2年10月2日に秩父市立病院と覚書を締結いたしました。

なお、予防接種にかかる経費につきましては、平成26年度から役務費の手数料に予算計上し執行するとともに、埼玉縣市町村職員共済組合助成事業により予防接種を実施しております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） ありがとうございました。再々質問させていただきます。

まず、大きな2のほうにつきましては、消防、救急隊員全員にワクチンを接種して、公費ということで賄われているということで了解いたしました。

残り大きな1のほうで再質問させていただければと思います。火災発生状況については、たき火については、広報活動、消防本部なりがして大分減ってきていると。確かにそうですね。町なかで

はありませんけれども、田舎のほうに行きますと、たき火やっているとすぐ通報が行って、消防署が飛んでくるというパターンが非常に多くて、最近は畑等で火を燃すというか、刈った草を燃すのも、かなり気を遣ってやっている方が多いようで、たき火については非常に少なくなっていると思うのですが、放火及び放火の疑いについては、社会的世相の影響があって、消防本部としてもなかなかこれといった手もない状況の中で難しいよということなのでしょうけれども、そうはいつても火災によって高齢者の方含めてお亡くなりになる方もいますし、それが放火であればなおさら非常に大きな犯罪にもなりますので、放火が生命、財産を奪う非常に危険な犯罪であるということとは、何らかの機会を上げて啓蒙していったほうがいいのかなというふうに思います。社会世相ということで、自傷、自分で自分を傷つけるということであればまだ、まだいいという表現はちょっとおかしいですけれども、他人に被害を加えるというのは非常に大変なことですから、何らかの方法で啓蒙活動をしっかり行っていただければと思います。

それから、(2)のところですけども、ホームページに掲載という話をしていきたいという話、条例適合率ですね、私の附属資料の裏にも秩父広域市町村圏組合の火災予防条例がどのように設置基準があるかということで載せさせて、絵を、イラストも使っていただいておりますけれども、なかなか寝室、階段というところまで思いが至らない方が非常に多いのかなと思います。全体的に設置義務ができてから、つけるとすれば台所につけるのが普通ではないかと思っている方が非常に多いのではないかなと思うのです。これ就寝時に火災が起きたときに逃げやすくするために、要は火災で死亡する例を少なくするためにこの条例という法律ができたわけですから、この辺を火事が起きやすい台所につけるというパターンも多分見受けられるのではないかなと思うのですけれども、この辺につきましては、やはりありとあらゆる機会を検討したいという話でしたので、ぜひとももう少し、埼玉県下でかなり成績が悪いという状況ですから、壇上でも話しましたが、消防本部だけの話ではないのです。行政機関も交えてという話を消防長は言っていますから、消防本部だけのことではないのですけれども、各自治体、今日首長さん皆さんいますから働きかけを行って消防本部と一体となって、この設置率の向上につなげていただければというふうに思います。少なくとも火災で死亡されている方もいますので、表を載せさせていただいていますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

それから、地域消防団についてはプライバシーの問題、私が話したとおりコロナの関係いろいろあるみたいですが、これは人口が減って過疎地域が増えていくと、やっぱりどうしても隣との付き合いが疎遠になってしまいますので、そういうところというのは家も遠いわけですから、2メートル以上離しても話はできるわけですね、普通に考えれば。ですから、これは消防長に向かって今話していますが、実際には首長さんに、消防団のトップでしようから、しっかりと消防団の機能を発揮していただくことで地域の火災発生を防ぐのだということもぜひ、さっきの設置率もお願いを、消防団の皆さんにもぜひとも教えていただければというふうに思っております。

それから、(3)の中古物件ですけれども、答弁では不動産業者が行っているか、行っていないかという話を聞かなかったのですけれども、ぜひ、中古物件というのは、住んでいる側も火災報知器をつけなければいけないというのはすっかり忘れている部分もありますし、売るほうも、そういう法律があるということは知っているでしょうけれども、これは住む人がやるものだというふうに思い込んでいる部分もあるでしょうけれども、実際には購入した者が火災になって、もし何かあった場合は、売主として過失がないわけではないと思うのです。法律で規定されているものを備えていないものを売って、それによって例えば火災が起きて逃げ遅れて死亡したということになるとなれば、売主にも責任は多分いくと思いますので、可能性がありますので、これはぜひ消防本部が、火災報知器の設置について各戸別に啓蒙活動行っているのでしょうかけれども、中古、古民家の改修を行ってリノベーションされたようなところも多分あるでしょうけれども、不動産業者を通じて、こういう今法令になっているのでしっかりと設置をお願いをしますと。お金の話は、売主か買主がどっちが払うのか、これは別ですけれども、それは徹底していただくようにしたほうがいいのかなというふうに思います。

それから次に、再質問の最後なのですけれども、4番目なのですけれども、消防用設備等点検報告率なのですけれども、今回の定例会の資料の中に主要な施策の成果報告書というのがありまして、その中の46ページに防火対象物及び予防査察件数というのが載っているのです。また一般質問するときにすばらしい資料が出たなと思ったのですけれども、それでその46ページの一番下に、4のところですね、本年度法令改正で調理を目的とした火を使用する設備または器具を設けた全ての飲食店に消火器具の設置と点検・報告を義務化しました。法令改正前に飲食店査察を実施する。なお、対象物数は、査察計画時に把握した対象物が、廃業、休業及び電話応答がない等したため、計上はできないと書いてあったのです。ということなのですけれども、ではこれ査察したのかという話なのですけれども、先ほど298という話がありましたけれども、これそんなものなのかなというふうに単純に感想思うわけなのですけれども、これは例えばどういうもので施行令の一部改正に基づくものを把握したのか、教えていただければと思います。

そして、その298という話がありましたので、恐らく何らかの方法でやられたと思うのですけれども、かなり小さい飲食店、赤ちょうちん含めて、150平米未満ですからかなりの数があるのではないかなというふうに思うのですけれども、これでしっかりと把握ができていいのかという心配が、ここの成果報告書に書いてあったので、再々質問として、その辺の動向を確認をさせていただければと思います。もうこれで発言ができませんので、その答弁をいただいた後に、今回管理者にお伺いするつもりはなかったのですけれども、せっかくの機会ですから、火災予防については消防本部だけではなくて、各自治体さんの消防団もそうですし、高齢者世帯に対する取組につきましては、各自治体の範疇にあるという話を先ほど答弁いただきましたので、各自治体の首長さんを代表いたしまして、管理者である久喜市長さんに、久喜管理者に今後の火災予防、コロナの関係もあります

ので、非常に人と人とのつながりが希薄になっている状況もありますから、コロナがあつて火災が起きてなんていうとんでもないことになると思いますので、もし所感がございましたらお伺いをいたしまして、質問させていただきます。よろしくお願いします。

議長（四方田 実議員） 予防課長。

（新井 守予防課長登壇）

新井 守予防課長 黒澤議員の再々質問についてお答えいたします。

飲食店の件数ですが、実際に査察を行った件数が298件です。当初予定していたものは、秩父保健所から飲食店として情報提供いただきまして、それでその中に対象物とか重複していた部分があります。それを抜いて件数が、ここにあります727件で、その中でまた対象物が入っていた部分もありますので、実際の小規模の飲食店は298店舗査察を行っております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 私への質問ありがとうございました。では、用意もしていなかったもので、自分なりの所感を述べさせていただきます。これから火災予防ということが重要になってくる季節であつて、それで行政としても消防、また消防団へのいろいろな協力体制は、しっかりと取っていかなければいけないというふうに思います。先日、その消防団のことですけれども、特別点検を実施いたしました。本当小規模であつたのですが、あれはやって正解だったなというふうに思っており、ああいったところで注意喚起が行われるということですし、コロナは火災とは関係なく、起こるときは起こるということで、そういうところの特別点検は意味があつたというふうに思っております。

また、最近、あと思うのはたき火ですね。これは減ってはきているようにお見受けしますけれども、やっぱり郡周りのほうに行きますと結構たき火しているところはあつて、それ見えるわけですよ。ですから、そういうところの注意喚起はしっかりしていかなければいけないというふうに思っています。

それから、あと火災報知器のほうの設置に関しての数字、私は、この辺のところの数字等々はちょっと把握しておりませんでした。ですから、今日教えていただいたということとともに、その設置に関してはやっぱり強力にやっていかなければいけないし、また査察等々も今ありましたけれども、定期的に行う必要があろうかというようにも思っております。

あと最後に、私、ちょっと気になっていることが今回ありまして、コロナで、こういうのはいいのでしょうか、ソフトのシールドがありますよね。あれの火災というのは、実際にさっきも話が出ましたが、市のほうでもそれ実験しています。部局長に、こう置いて、ぱっとつけて、ぱっと燃えるところで録画に撮って、それを実際にこのような感じだということで説明しています。秩父市のほうにおきまして、シールドのすぐ近くには消火器を用意しろという指示を行っていま

す。本当にちょっと暴れるというか、あまりよくない態度の方が来て、その対応等々でライター用意されれば、チャッカマン用意すればつくわけですね。それはかなり危険だなというように思っており、その対応等々は市職員全員に指示をしたところでもございます。いずれにしましても消防団の活動を応援するという事とともに、日々気をつけて我々いろいろ火災予防していかなければいけないということを申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時29分

議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、出浦正夫議員の一般質問をお願いします。

（16番 出浦正夫議員登壇）

16番（出浦正夫議員） 16番、小鹿野町選出の出浦正夫です。議長に許可をいただきましたので、一般質問を行います。

一般質問に入る前に、若干お話をさせていただきたいと思います。前回の定例会以後、秩父地域におきましてもコロナの感染者が大幅に増加をいたしました。この間、保健所、それから各病院、診療所、そしてまた当組合では消防隊の救急隊員の皆様方、本当にご努力をいただきまして、地域の安全のために貢献をされたことに対しまして、心から感謝を申し上げたいと思います。一刻も早くこのコロナが終息をして、元の生活に戻れることを強く望むものであります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。1、水道事業において秩父地域水道事業広域化基本計画の工事見積額と実際の工事契約金額の間に大幅な金額差が生じているが、その原因、今後の影響について伺います。

（1）、直近の工事契約、秩父ミューズパーク送水第1ポンプ築造工事、秩父ミューズパーク送水第2ポンプ築造工事は、基本計画にある見積額と比べ2倍以上の増額となっているが、その原因について伺います。

（2）、広域化基本計画で予定している工事の予定額は幾らとなるか、伺います。

2、水道事業における調査設計業務・水利権更新申請業務の現状について、（1）、工事に係る調査・設計は、水道局でできるよう努力が必要と考えますが、現状について伺います。

（2）、水利権更新許可申請業務が外部委託されていますが、水道局ではできませんか。できないとすれば、その理由はなぜか伺います。

1について、補足の資料を議長に許可を得て配付をさせていただいておりますので、この説明をさせていただきたいと思います。資料の趣旨は、基本計画の工事費と実際の工事契約金額とを比較した場合、大幅なその差が見られるということです。こういうことを1つずつ検証していかないと、全体の広域化計画、10年間の計画はあるわけですが、これに大きな差異が生じてくるのではないかということを懸念するからであります。

まず、この1枚目の資料ですけれども、これはこの資料に使った資料ですけれども、かつて広域化する前に基本構想、基本計画を株式会社日水コンに業務委託を出しまして、たしか1,250万8,000円だったというように思うのですけれども、それで作られた基本構想、基本計画の中の平成27年1月に策定をいたしました秩父地域水道事業広域化基本構想・基本計画資料編③、施設整備基本計画という資料の中の最後のほうにA3で表2の29、秩父地域水道事業広域化基本計画年次別事業費(1)というものから作成したものです。資料の説明を申し上げますけれども、1枚目は、私がこの今申し上げた資料や、それから水道局に聞き取ったもの、それから県の入札の情報公開から取った資料などを基にして作成したものです。2枚目については、これは県の入札情報公開システムから取ったものです。多分この作成は、水道局において作成されたものだというふうに。終わりの2枚は、4枚目については、これはあまりにも資料の文字が小さいために拡大をしたものですが、一番最後のページの②というふうに書いてある、下から3分の1ぐらいのところに書いてある、この部分を拡大コピーしたものです。

では、若干の説明を申し上げたいと思います。まず、新ミューズパーク送水第1ポンプ築造工事の関係ですが、この基本計画の予定金額では、第1ポンプ、建物の建築ですけれども、1億5,140万円、同じく機械が4,780万円、電気が8,720万円、合わせて2億8,640万円ですという計画になっております。そして、水道局が今回の入札に当たりまして算出した予定価格は、建築に関わるものが1億9,683万円、機械が1億2,182万6,000円、電気が2億3,207万5,000円というふうになっています。合計額で5億5,073万1,000円。入札結果ですけれども、入札の中身は、建築、機械、電気というふうに調べられませんでしたので、総額は5億5,000万円という金額で入札をされております。税込みですと6億50万円ということで、工事請負契約が成立をいたしております。そして、この5億5,000万円と基本計画で予定をしていた2億8,640万円を比較をしてみますと、基本計画の約1.92倍の費用がかかるという計算になります。さらに、基本計画には計上してございません第1ポンプ築造場所の秩父市の荒川左岸浄水場のあった場所ですけれども、ここの造成工事が2,524万1,000円かかっております。さらに、そのほかにも設計業務だとか修正設計の業務で、そこに記した金額がかかっておりますけれども、落札業者は、守屋八潮・藤田・中村特定建設工事共同企業体、落札率99.78%という金額です。そして、すぐ下ですけれども、新秩父ミューズパーク送水第2ポンプ築造工事、基本計画による金額ですと、建物に対して1億5,140万円、機械に対して4,780万円、電気に対して8,720万円、合計2億8,640万円という金額になっています。この基本計画でいうと、

第1ポンプも第2ポンプも全く同じ金額が計上してあって、これはどういうことかというように私は思っているのですけれども、同じ金額が計上してございます。水道局が予定した価格は、建築が3億8,180万円、機械が1億4,658万2,000円、電気が2億5,067万3,000円、合わせて7億7,905万5,000円という金額になっております。そして、入札が行われましたけれども、入札は、結果は7億5,500万円、税込みでは8億3,050万円という金額で工事契約が請け負われています。そして、1と同じように、この7億5,500万円と基本計画にある2億8,640万円を比べてみると、基本計画の約2.64倍の資金がかかるという計算になります。同じように、これは工事の請負契約ですけれども、そのほかにかかった費用としては、基本計画の中には用地の取得費は入っておりませんけれども、1,910万1,120円の用地取得費がかかっているということです。落札業者は、斎藤組・山本組・矢澤フェロマイト特定建設工事共同企業体、落札率96.91%ということで落札をされております。

そこでこの質問なのですけれども、何でこういう基本計画と比べて大きな差額が生じているのか、まずここを伺いたいというふうに思います。考えられることは、基本計画が非常にずさんな計画だったか、あるいはこの基本計画を策定した、その後に工事費だとか人件費の大幅値上がりがあってこういうことになったのか、非常によく分からないところです。ですから、その原因について伺いたいと思います。

それから、(2)についてですけれども、(2)では、広域化をするときに10年間でする工事は333億円であると、そのうちの3分の1は国庫補助金で賄われるということがずっと言われてきたわけですが、それはそのとおり進んでいるのだというふうに思いますけれども、こういうふうに個々の工事を1つずつチェックしていくと、最終的には工事費というのは幾らになるのか。10年間の予定価格というのは、実際には幾らになるというふうに想定するのか。基本計画では10年間の工事の総量は346億円というふうに、この資料では算出をしております。工事も年間33億2,500万円を各年にわたってずっと続けていって、最後の10年目だけが33億7,000万何がしという予定になっているのですけれども、この計画どおり進めていったときに、実際には幾らかかるというふうに水道局では想定をされているのか、伺います。

2についてですけれども、工事の設計に関わる業務なのですけれども、以前に比べて大変この設計業務の委託が増えているというふうに思います。基本計画の中では、あらゆる工事について10%の調査費を見込んでいるわけですが、この計画も膨大な金額になります。そして、調査や設計については、基本的には水道局でできるように努力をするべきだと私は考えております。多分総工事量の半分ぐらいは水道局でできているのだろうというふうに思うのですけれども、さらに自前で賄える努力を重ねていく必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、2つ目の(2)番ですが、水利権の更新許可申請業務ですけれども、この間の水道だよりで小鹿野町の小鹿野浄水場の水利権の更新許可申請書作成業務委託、これが株式会社日水コン

に512万6,000円で業務委託をされておりますけれども、従来は広域化になる前には職員がこれできていたのだと思うのです。もちろん専門の職員のようにかかり切りになった職員の皆さんが、何度も何度も役所に足を運んだりして許可申請をしたと思うのですけれども、どうしてこれを委託しなくてはならないのか。なぜそういうように伺うかという、水道行政の中で水利権の確保というのは基本中の基本でありまして、こういう基本的な事項は本来、やっぱり自分たち水道局でやるべきだと。そのことが広域化のときにも言っていた、技術あるいは能力の継承ということにつながっていくのではないかなというように思うのですけれども、どうして自前ではできないのか、できないとすると、その理由は何かということです。

それから、新型コロナウイルスの関係ですけれども、3、新型コロナウイルス感染症の下での救急隊員の安全確保・待遇について、(1)、秩父地域においても新型コロナウイルス感染症患者が拡大していますが、感染者、あるいは感染が心配される患者の搬送状況について伺います。これは先ほども申し上げましたけれども、前回定例会のときから秩父地域でも多人数の感染者が出ているという状況の中で様々なご苦労があるだろうというように思うのですけれども、この搬送の状況について、疑わしい人が何人、あるいは陽性者はいなかったというふうに伺っているのですけれども、その搬送の状況について。

そして、(2)は、国においても、さらに隊員の感染防止、安全対策の見直し等を行うというふうに言われているようですけれども、隊員の感染防止対策の強化について伺います。今までも十分注意はされているというように伺っていますけれども、今後に向けてどのように強化をされていくか、伺います。

(3)については、前回の定例会のときにも質問いたしましたけれども、隊員の安全確保、あるいはその努力に報いるということについてです。自らの感染も心配される中で救急業務に携わっている職員に対し、特別手当、報奨金などを支給できないか、伺います。

なお、これについては、この質問書を執筆した後に、特別業務手当を提案されるということが話され、今日も提案をされておりますので、そのように提案をいたしますというふうにお答えをいただいたので結構です。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。よろしくご答弁をお願いします。

議長（四方田 実議員） 水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

柴岡康夫水道局長 出浦議員のご質問の大きい項目の1番、秩父地域水道事業広域化基本計画の工事見積額と実際の工事請負金額の差について、その原因、今後の予定について順次お答え申し上げます。

初めに、(1)、秩父ミューズパーク送水第1ポンプ室築造工事及び秩父ミューズパーク送水第2ポンプ室築造工事の計画と契約額の差異についてお答えいたします。まず、計画額でございますが、

厚生労働省が平成23年12月に策定いたしました水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引、これを基に算出をしてございます。この手引には統計調査を基にした全国平均的な整備費用が取りまとめられておりまして、基本計画においてもポンプ場の建設に必要な標準的な工事費として算出してございます。一方、実際の契約額でございますが、関係機関の歩掛かり表等を基に積み上げにより積算をいたしまして入札して決定をしてございます。この積算に当たっては、地質調査の結果を踏まえて、杭基礎を計上したこと、傾斜地であることから補強土壁や擁壁を整備することになったこと、停電に備えて非常用発電設備を設置することにしたことなどを反映したため、手引による標準的な工事費として見込んだ金額に比べて増嵩してございます。これが契約金額が基本計画の見積額と比較して高くなった理由でございます。

次に、(2)の広域化基本計画で予定している工事の予定額についてでございますが、基本計画における10年間の事業費でございますが、全体で約333億円でございます。議員から約346億円ではないかというお話がございましたけれども、これは平成27年分の事業費が含まれた内容でございます。この27年分の約14億円、これを差し引きますと全体で333億円ということでございます。現在広域化基本計画の時点修正を実施している状況でございますので、修正後の事業費につきましては現在算定中でございますので、ご理解をいただければと存じます。

なお、水道料金改定に伴う料金算定期間、来年、令和3年度から令和7年度までの建設事業費につきましては、経営審議会が必要となることから算出しておりまして、約162億円、税抜き金額でございます。工事の進捗状況等により年度間の変更が生じることもございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きい項目の2番、水道事業における調査設計業務・水利権更新許可申請業務の現状について、順次お答え申し上げます。

初めに、(1)、工事に係る調査設計を職員が直営で実施することについてでございますが、現状では専門的な技術が必要な地質調査業務や測量業務等は、外部委託により実施してございます。一方、設計業務につきましては、比較的内容が容易な管路布設工事ですとか設備更新工事の一部については直営により実施しているところでございます。また、構造物築造工事等の複雑な設計につきましては、外部委託をしているところでございます。令和元年度に発注いたしました建設改良工事を集計いたしますと、計84件の工事のうち直営により設計したものが58件、外部委託により設計したものが26件でございます。今後につきましては、職員の人材育成や技術継承の観点を踏まえつつ、職員の業務量等勘案しながら直営設計と委託設計を併用してまいりたいと考えてございます。

次に、(2)、水利権更新許可申請業務の外部委託についてでございますが、1級河川の水利権の許可につきましては、許可権者が指定管理区間及び取水量、給水人口により埼玉県と国土交通省と分かれてございまして、水道事業を管轄している厚生労働省との協議も必要となります。事業所によっては農業水利権との協議もあるため、農林水産省との協議が必要となります。内容としまして

は、使用水量と計画給水人口の推計、給水戸数の推計を基に行いますが、用途別1日平均水量の時系列傾向分析、これを行いまして推計値を算出しております。あわせて、河川流量と取水流量及び河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算値を算出しておりまして、水利使用、これは治水ですとか漁業、史跡、天然記念物等による影響及び対策方法の検討を実施することになります。特に推計値におきましては、水道施設設計指針・解説に準じた数々の関数、方程式を運用しなければならず、専門知識が必要となり、その他にも測量業務、図面作成業務も発生をいたします。前回の議員もご指摘がございましたが、小鹿野浄水場の水利権更新の折には、担当職員が半年以上専任で業務を行いまして、他の職員も総出で手分けをして資料を作成しまして申請業務を行ってございます。また、別所浄水場の水利権を更新をした折にも、職員が専任で業務を行っておりました。平成28年度に水道事業が統合してからは、職員は多くの施設整備工事等担当しておりまして、水利権更新業務を専任で実施することは難しい状況でございます。また、水道事業広域化における創設認可との整合性の検証も必要となります。以上のことから統合後の水利権更新作業は、業務委託により実施してございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 出浦議員ご質問の大きな3番、新型コロナウイルス感染症の下での救急隊員の安全の確保・待遇について、（1）から（3）につきまして順次お答えいたします。

初めに、（1）、秩父地域においても新型コロナウイルス感染症が拡大していますが、感染者、あるいは感染が心配される患者の搬送についてのご質問でございますが、秩父消防本部管内における新型コロナ感染症疑い患者の救急出動件数は、令和2年1月27日から令和2年11月16日、これは昨日でございますけれども、45件でございます。4月の搬送件数15件をピークに、直近3か月の出動件数は、8月5件、9月4件、10月4件でございます。なお、これらの救急出場事案による新型コロナウイルス感染症の陽性患者搬送はございませんでした。今後の新型コロナウイルス感染症がさらなる拡大となった場合の救急搬送につきましては、本来的な救急業務のほかに、県が担っている陽性患者の医療機関への患者移送業務について、同時に複数の陽性患者が発生した場合や患者の容体に緊急性があると判断した場合に救急車による救急搬送が想定されます。

次に、（2）、国においても、隊員の感染防止のため、安全対策の見直しを行うという部分についての感染防止対策の強化についてのご質問でございますが、救急隊員に対する感染防止対策として、ハード面における感染防止対策の強化として、救急隊員の目からの感染防止対策としてアイガードの整備や感染防護衣をディスポタイプからリユースタイプへ変更し、繰り返し使用できる感染防護衣に変更することにより、感染症の拡大に左右されない安定した感染防護衣の在庫管理を構築することといたしました。また、ペーパータオルを設置し、出場後の手洗いによる感染防止効果を向上

させ、現場業務から感染症を署内に持ち込まない措置を講じました。ソフト面における感染防止対策の強化としては、署内において定期的に実施している救急事故検証会を活用し、救急現場や衛生管理の感染防止対策の事例を情報共有しております。

次に、(3)の自らが感染を心配する中での救急業務に携わる職員に対して、特別手当、報奨金の支給はできないかというご質問でございますが、この後の提出議案第20号の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例により上程させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） ありがとうございました。

それでは、1に対する再質問をさせていただきます。まず、この基本計画と、それから実際の工事費の大幅な差額が出ているという問題ですけれども、先ほどのご答弁ですと、基本計画そのものが平成23年に厚生労働省が出したものに基づいて行われていると。しかも、それは全国平均であり、標準的なものを積み上げて作られた資料であるというお話があったのですが、私、かねがねこの広域化に当たっては、厚生労働省がこう言っているとか、あるいは日水コンがこう言っているとかということではなくて、やっぱりここに住んでいる私たちが自分たちの頭でよく考えて計画をする必要があるというふうに申し上げてきたのですが、この全国平均、標準的というのは、これを秩父に当てはめるとかなりの困難があるというふうに考えられるわけです。ご承知のように、秩父は非常に傾斜地、山岳、山を越えてとか、あるいは高いところに居住地があるというような地域ですから、標準的なもの、あるいは全国的な平均だというだけでは、算出基礎がやっぱり曖昧になる、大まかになる、こういうことだったというふうに思うのです。そうやって積み上げられた基本計画が333億円、先ほど346億円、平成27年度分が入っているからだという話がありましたけれども、10年間だけで333億円という、こういう計画になっているわけです。基本計画では非常に綿密な年度別の工事計画もつくられておりまして、それに基づいてというところやられてきたのだと思うのです。一部については、例えば去年度やらなくてはならなかったものが、今年度に繰り越したというようなものもあるのですが、基本的には基本計画に沿って進められてきた。一つの直近の事例を取り上げましたけれども、こういうことが続いていると、10年間で予想していた金額をはるかに上回る工事金額になるのではないかなと思うのですが、先ほど162億円というお話がありましたけれども、10年間の総額では333億円ではなくて幾らかかるというふうに水道局では予想されているのか。そこをまずお伺いしたいのです。しかも、基本計画の中には、先ほども第1ポンプの用地の造成工事が含まれていないとか、第2ポンプの用地取得費が含まれていないとか、しかも用地を取得した場所が傾斜地で地質調査も必要だったというようなことなどを含めると、今後の計画についても、そのような基本計画にのっていないものが多々あるのではないかなということが心

配されるわけです。そこで全体の予想金額もそうですけれども、基本計画そのものをきちんと見直して、今後5年間こういうふうになるのだという計画を水道局としては立てる必要があるのではないかなと。それをしないと今後この水道料金の問題にも跳ね返ってまいりますし、各自治体から納めている出資債の問題、あるいは水道料金の負担金の問題などにもみんな跳ね返ってくるわけで、2つ目には基本計画そのものを見直していく必要があると思うのだけれども、そういうお考えがあるかないかが2つ目です。

それから、水利権申請業務の話がありましたけれども、以前は、ご答弁でもありましたが、職員がかかり切りでやったというような事例もありました。私は、水利権は水道行政の基本中の基本だから、かかり切りであっても自前で申請業務ができるようにするべきだということに思うのです。先ほど幾つもの理由を挙げられて、県との交渉もあるし、国土交通省ともあるし、厚生労働省、あるいは農林水産省ともあるというようなお話で、非常に難しいというようなお話をされたのですが、理念としては、水利権がなければ水道事業そのものが成り立たないわけだから、たとえ専任の職員を置いてでも、きちんとそれを継承していく。しかも、初めてやるわけではなくて更新申請なのだから、数字の手直しするとか、そういうことで足りるのだと思うのですよね。職員の中でそういう人をきちんと養成していくという考えが、まずあるか、ないかです。

それから、この調査設計業務についてなのですけれども、先ほどのお話ですと半分以上が自前でできているというふうにお答えがありましたけれども、元年度について言えば、全部の工事84件あって、職員でやったのが58件で、外部が26件だというお話があったのですけれども、なぜこの設計業務、自分たちでできるようにするべきだというふうに私が申し上げているかというと、きちんと設計して、どこにどういうものが入っているかというのは職員がきちんと掌握をしていなければ、今後どこどこが故障した、地域の住民から言えば地名を言って、安立のどこだとか、あるいは小森のどこだとかと、こういうことを言うわけですが、職員が自ら設計をして、どの場所がどういうふうになっているかということをしっかり把握をしていないと、今後の故障だとか復旧だとか、それに対しても支障が出るだろうからそういうことを申し上げているわけです。基本計画で言えば職員数を減らすということを言っているわけですよね。統合時に50人いた職員を最終的には33人にするのだ、こういうことを言っているわけです。このとおりに職員数を減らせば、設計業務だってますますできなくなって外部委託をしなくてはならない。地域の水道管がどこにどう入っているかということも掌握できなくなると、こういう問題があるので、私は自前でやる必要があるのではないかなということを申し上げているわけです。よろしくご答弁をお願いします。

議長（四方田 実議員） 水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

柴岡康夫水道局長 出浦議員の再質問にお答えをいたします。

大きい項目の1番の（1）で、10年間でどのぐらいの事業費がかかるのかというご質問でござい

ますが、令和３年から令和７年までの162億円、それと今までの事業を足しますと約260億円ぐらい、当初最初の広域化が始まった頃になかなか順調に工事が発注できなかったということが原因だと考えられます。

次に、基本計画の見直しということでご質問がありましたけれども、現在時点修正を行ってございますので、より現実的な計画になっていくものと考えてございます。

次に、大きい項目の２番、専任で水利権の更新ということでございましたけれども、先ほども申し上げさせていただきましたとおり、専任で半年以上の水利権の更新に関わることは、なかなか現在の状況ではできない状況でございます。

それと、設計につきましては、これからもできるだけプロパーですとか、そういう若い人に経験を積んでいただいて、できるだけ設計を職員ができるように教育をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 総事業費なのですけれども、10年間で260億円で済むというお答えがあったのですけれども、これにわかに信じ難い気持ちなわけです。なぜならば個々の水道管の布設事業など見ても、２倍とまではいいませんが、1.2倍から1.6倍ぐらいの費用がかかっているわけです。そういうことを勘案すると、あるいはまたこのポンプ場なんかでも、先ほど傾斜地だったとか電気設備を造ったりとかと、そういうので増えたというお話があったのですけれども、やっぱりきちんと細かく精査をしていく必要があるだろうと思うのです。もし260億円でできるとすれば、そうすると水道料金の改定なんかも全くしなくて済む場合が出てくるかもしれないと、こう予想されるわけですね。だから、私は、にかわにそれは信じ難いというふうに申し上げておきます。そして、きちんと260億円でできるというのなら、そういう算出基礎、理解できるようにお示しをいただきたい。基本計画では、どこどこに幾らかかるということが詳細に示されているわけです。ですから、今後の５年間の事業についても、どこどこに幾らかかるということとをぜひ算出をして、私たち、あるいは加入者に知らせていく必要があるというように思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

それから、この設計業務に関わって、今はとてもできないというふうにおっしゃるのですけれども、できなければできるようになればいいと私は思うわけです。そのできない理由は何なのか。今までに比べて工事量がものすごい増えているから、そちらに関わってしまってできないのか、あるいは人材、能力でできないのか、そこのところをまず教えていただきたいのです。先ほども言いましたけれども、基本計画では職員をどんどん減らしていつて、10年間では50人いた職員を33人まで減らすのだという計画になっています。だけれども、本当にそんなことをやっていいのか。私は、むしろこの水道の仕事というのは非常に専門的な仕事であるから、今は各自治体から派遣をして運

営をしているわけですがけれども、全部広域の職員に移管をして、プロパーにして技術を継承していくということが求められるのではないかなと思うのですが、そういう考えがあるかどうかについて伺いたいと思います。

何しろ水道広域化をする必要性というのは、全国どこでも3つ語られておりまして、その1つは施設、設備の老朽化、2つ目には10年後には水道職員が大幅に退職をしていく、技術提供ができない、それから水道事業の安定化と、こういう理由を掲げて、秩父でもそのように訴えて進めてきたわけです。そういうことと言えば、かつて水利権の更新事業は、更新申請は、水道局の、あるいは水道の職員ができていたものが外部委託せざるを得なくなっているというのは、技術的、能力的には後戻りをしているというふうに私は考えるので、職員のプロパー化も含めて、必要な職員はきちんと確保して、自前でできるようにするということが求められていると思いますけれども、そのお考えがあるかないか伺いたい。よろしくお願いします。

議長（四方田 実議員） 水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

柴岡康夫水道局長 出浦議員の再々質問にお答えをいたします。

工事費全体額が260億円、このことでございますけれども、今時点修正、基本計画の時点修正を実施してございますので、修正ができましたら、また皆さんに説明をさせていただきたいと考えております。これから5年間の162億円、これは動きませんので、それが料金算定の基礎になってございますので、その辺はしっかり進めてまいりたいと考えております。

次に、水利権の更新、専任でございますが、非常に広域化になってからは事業量が多くなってございます。工事も多いということで、なかなか半年専任で職員を張りつけるということは、現在は難しい状況でございます。

次に、職員の数でございますが、この10年間の事業量に対しまして、職員、最終的には33人という基本計画がございますけれども、今の事業量をこなしていくためには、また基本計画の中でも検討させていただきますが、職員の数については非常に厳しい状況であるということは認識しております。それと、プロパー化につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員。

次の質問に移ってください。大きな3項目について再質問してください。

16番（出浦正夫議員） ありがとうございます。ちょっと質問ではないのだけれども、職員数のことがありましたけれども、私は、ただ職員を減らせばいいという考えはおかしいというふうに思っております。技術の継承するためには一定数の職員を採用していくことが大事だというふうに思っておりますので、ご検討いただきたいというふうに、これはお願いであります。

では、続いて、大きい2番……

議長（四方田 実議員） 大きい2番やったのではないですか。

16番（出浦正夫議員） 再質問ですけれども、1月から11月までで45件の搬送があつて、4月から10月まで、それぞれコロナを心配される患者が15件、5件、4件、4件というようにあつたというお話ですけれども、幸いに陽性者はいなかったということを伺って安心したのですけれども……

議長（四方田 実議員） 今の質問、3番のことですね。大きい3番のところですね。

16番（出浦正夫議員） すみません。2番を飛ばしました。

議長（四方田 実議員） 進めてください。

16番（出浦正夫議員） 2番については、先ほどの消防職員の関係でもあるのですけれども、職員が減ったならば当然調査設計はできなくなるので、きちんとやっぱり職員を確保していくということが必要だと思います。

（何事か言う人あり）

議長（四方田 実議員） それはそこでやめてください。移ってください。

16番（出浦正夫議員） では、大きい3番、新型コロナウイルスの関係について伺います。ちょっと混乱してすみませんでした。先ほどご答弁いただいた中で1月から11月までで45件の搬送があつて、そのうち陽性ではないかという心配をされた搬送が、4月から10月まで15件、5件、4件、4件とあつたというお話です。実際には陽性者がいなかったのによかったのですけれども、搬送業務に関わる隊員としては、陽性者か陰性者か分からないで対応するわけで、陽性者だと思って対応されていると思うのです。かなり身体接触もあるわけですから、非常に危険な状況にあると思います。先ほどのお答えでは、目を守るアイガードをすとか、あるいは防護服を再利用できるように、そういうものにするというお話もありましたけれども、それはそれで進めていただきたいというふうに思うのですが、隊員が自ら感染しても困るし、隊員が知らないで感染していて、その搬送者、あるいは周辺の人に感染させるということがあつても困るというように思うのです。そこで伺いたいのですけれども、救急病院に関わる隊員についてPCR検査を定期的にするということはできないものなのか。職種によっては、2週間ごとにPCR検査をして、常に陰性だということが分かるようにしている業務もあるというふうに伺います。そういうことを考えると、隊員の皆さんについても、ご本人も安心をする、それから外部に対しても安全だということを証明するために、PCR検査を公費でやっていくということが、私は必要だと思うのですけれども、その考えがあるかどうかを伺いたいと思います。

それから、（3）ですけれども、（3）については先ほどご答弁でもありましたし、壇上での質問でも申し上げましたが、既に議案として特殊勤務手当の提案をされておりますので、これについては大いに賛成ですし、進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（四方田 実議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 コロナということで、私は医師という立場ですので専門的に話をさせていただきます。確かにそのことは前から考えていました。現にコロナが感染しているかどうかというのは分からないわけで、そういう意味でPCRを定期的にやるという考え方、私も前向きに考えたいと思いますし、PCRか抗原検査なのか抗体検査なのか幾つか選択肢がありますので、どれが適切かどうかというのを考えて行いたいというように思っております。しかも、それを行う場合にはもちろん公費で負担ということで、これ前向きに考えたいというように思います。

あと、さっきの水道のことなのですが、もう質問ができないので、答弁だけということで大変申し訳ないのですが、ちょっとタイミングずれてしまいまして、私の考え方ということで話をさせていただくことをお許しください。この水道に関しましては、やはり職員は計画どおり減らしていかなければいけないというふうに、私は思っています。これが一つの広域化するときの皆さんの町のいろいろな条件等々に合わせた形で、それ合意して進めているわけですので、できるだけそれは計画的に進めていくべきだというように思います。ただ、出浦議員と意見が一致するのは、プロパー職員を今後増やしていくという、そういう方向で、水道に特化した形でそういう職員を増やしていく。その根拠になっているのは、やはり市町の負担ということであって、水道料金以外に今手元の資料では繰り出しのほうを求めたりしているわけですが、市だけでも令和2年度だけで、下の数字、億以下の数字は省略いたしますけれども、11億1,000万円、以下省略、これが市です、11億円。横瀬町に関しましては9,700万円、100万円以下省略。皆野町に関しましては、1億600万円負担、以下省略ですね。あと、長瀬町に関しては9,000万円、今のが長瀬です。次が、小鹿野町に関しては2億4,700万円、以下省略ということで、合計で16億5,200万円の金額を市町が負担をかけていると。今こういうふうな形で負担金出すのが大変厳しい状況なので、これを削減していかなければいけないという、その努力はしなければいけないので、そういう意味で先ほどお話しした職員の削減等々、ここに結びつくという形になろうというふうに思います。ただ、繰り返すようですが、プロパー職員の比率を増やしていくということは基本でございます。

以上です。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） コロナの関係の再々質問なのですが、埼玉県全体なのですが、秩父地域でもPCR検査の検体採取ができる病院、医療機関が従前と比べると大幅に増えるということが、県のホームページでは明らかになっております。そういたしますと、陽性者がさらに発見されやすい状況になると思うのですが、保健所のほうから陽性者が出たので、どここの病院に救急車で搬送してもらいたいというような要請が来る可能性があるかなと思うのです。その場合の対処の仕方なのですが、まず連絡については、それは保健所から救急隊に通報があつて、救急隊がどここの病院に何って、そしてその受入れ病院まで搬送するという、こういうような経路になるのか、その連絡体制、それからそれを受けて救急隊の出動体制などがどうようになるのか

という、そこをお知らせ願いたいと思います。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 先ほど答弁したときに保健所の業務の中の救急搬送業務が想定されるというところなのですが、その部分につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療機関に関する法律という中で、県の業務として入院及び搬送業務が都道府県知事の業務となっております。その関係から保健所から消防本部のほうに、先ほど言ったとおり緊急性がある場合とか、多数の陽性患者が発生した場合に要請がありまして、イレギュラーな感じですがけれども、消防で救急搬送するという形になると思います。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） ありがとうございます。終わります。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 零時 27 分

再開 午後 1 時 28 分

議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（四方田 実議員） これより議案審議に入ります。

議案第19号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

会計管理者。

（北堀芳明会計管理者登壇）

北堀芳明会計管理者 議案第19号 令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の1ページを御覧ください。令和元年度一般会計歳入歳出決算一覧表を御覧ください。一番上に記載がございます歳入額は32億9,602万3,894円、歳出額は30億4,904万6,761円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支額は2億4,697万7,133円でございます。このうち繰越明許費が279万

4,000円ございますので、令和2年度への繰り越す実質収支額は2億4,418万3,133円でございます。平成30年度と比較しますと、歳入額は5億7,443万8,360円の減額、歳出額も5億6,621万2,018円の減額となっております。減額の主な要因は、平成30年度に高機能消防指令センター総合整備事業と災害対応特殊はしご付消防自動車整備事業を実施したことによる、平成30年度と令和元年度との差でございます。

次に、8、9ページを御覧ください。一般会計の決算事項別明細書の歳入に係る部分でございます。数字につきましては、収入済額または備考欄をご説明申し上げます。1款分担金及び負担金25億9,653万3,000円につきましては、全額市町の負担金で、歳入決算額に占める割合は78.78%でございます。この負担金につきましては、組合格約に定められている負担区分に従いまして、構成市町から年3回に分けて納めていただいているものでございます。

10、11ページを御覧ください。2款使用料及び手数料の収入済額は2億8,467万1,780円で、前年度と比較して302万4,360円の増でございます。

3款国庫支出金1,389万6,000円は、緊急消防援助隊の災害対応特殊救急自動車、高度救命処置用資機材の整備及び廃棄物処理施設災害復旧事業のため、国庫補助金を受けたものでございます。

4款財産収入は118万5,615円でございます。

12、13ページを御覧ください。5款繰越金は2億5,520万3,475円で、6款諸収入1億1,893万6,108円のうち、2項雑入は1億1,888万9,706円でございます。主なものは、秩父クリーンセンター売電収入の7,674万1,054円と秩父環境衛生センター及び秩父クリーンセンターの有価物売却却代の3,763万881円で、この2つが諸収入の96.16%を占めております。秩父クリーンセンターの令和元年度発電実績は、発電設備を年間346日運転し、1,018万5,840キロワットアワーを発電いたしました。このうち所内で使用した電力を除いたものが、売電収入となっております。

14、15ページを御覧ください。7款組合債2,530万円は、救急車整備事業債として災害対応特殊救急自動車の購入に際し1,190万円、消防防災拠点施設整備事業債として設計業務委託料1,340万円の借入れをしたものでございます。

8款県支出金29万7,916円は、ラグビーワールドカップの開催による警戒協力応援のため、消防・救急体制整備費補助金をいただいたものでございます。

歳入合計は、予算現額32億7,442万8,000円、調定額32億9,944万8,894円、収入済額は32億9,602万3,894円、収入未済額の342万5,000円は、指定ごみ袋手数料に係るものでございまして、本年6月3日には全額納入をいただいております。

続きまして、歳出について申し上げます。16、17ページを御覧ください。数字は、支出済額で説明申し上げます。1款議会費233万4,952円につきましては、議員報酬及び定例会、臨時会の会議録調製業務委託料が主なものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1億1,100万3,332円でございます。このうち職

員の給料、職員手当等、共済費に係る人件費は、合計で8,606万1,944円でございます。

18、19ページを御覧ください。14節使用料及び賃借料の主なものは、ノート型パソコンリース料でございます。職員に貸与しているノート型パソコンにつきまして、端末の一括管理、費用の平準化の観点から、平成30年度と令和元年度の2か年で入替えを行っており、そのリース料となっております。

2項監査委員費の17万2,276円は、主に例月出納検査、決算審査、定例監査に係る監査委員報酬でございます。

その下の3款民生費、1項福祉費、1目介護認定審査会費の4,992万7,573円は、介護認定審査会業務に係る経費で、1節報酬1,265万9,000円につきましては、審査委員の審査会及び研修会の報酬でございます。給料、諸手当等、共済費は、職員の人件費で、合計で2,783万6,459円でございます。

20、21ページを御覧ください。2目自立支援審査会費1,097万5,833円は、審査会委員の報酬及び職員の人件費ほか審査会に係る経費でございます。

下段にございます4款衛生費、1項保健衛生費、1目結核予防費1,866万2,759円の主なものは、圏域住民など7,448人分の撮影業務委託料及び読影業務委託料でございます。

2目循環器検診費、13節委託料622万7,064円は、圏域内市町の小学生及び中学生を対象とした心臓検診業務委託料でございます。

3目救急医療施設費、13節委託料2,281万7,410円は、初期救急体制確保のため、秩父郡市医師会に業務委託をしたものでございます。

22、23ページ上段を御覧ください。19節負担金、補助及び交付金3,536万円は、二次救急における病院群輪番制の秩父病院、秩父市立病院、皆野病院の3病院への運営助成として補助したものでございます。

4目斎場費は7,408万2,806円でございます。斎場業務担当職員に係る人件費は、合計で2,539万3,026円でございます。

13節委託料2,471万3,881円の主なものは、火葬炉メーカーである太陽築炉工業株式会社への火葬炉運転業務委託料1,635万円でございます。

24、25ページを御覧ください。2項清掃費、1目清掃総務費は5,874万8,505円でございます。主なものは、11節需用費、消耗品費のうち、有料指定ごみ袋の製作購入費3,399万6,178円及び13節委託料の廃棄物処理手数料収納業務委託料2,052万6,554円でございます。この廃棄物処理手数料収納業務委託料は、有料指定ごみ袋の販売店に対し、額面金額の13%を販売取扱委託料として支払うものでございます。

2目クリーンセンター費は5億3,629万7,757円となっており、このうち職員に係る人件費は3,704万3,448円でございます。

26、27ページ中段、13節委託料を御覧ください。委託料3億8,599万6,100円の主なものは、クリ

ーンセンター運転管理業務、各設備機器点検整備業務及び28、29ページに移りまして、焼却灰再資源化処理業務、ばいじん等資源化業務委託料等でございます。

30、31ページを御覧ください。3目環境衛生センター費は1億5,525万8,032円でございます、このうち職員に係る人件費は3,771万7,008円でございます。

下段、13節委託料の主なものは、廃棄物受入管理資源化業務委託料8,567万4,000円でございます。これは、秩父環境衛生センター最終処分場の延命化対策として、資源の再利用を図りながら埋立て量を極力少なくしているものでございます。

32、33ページを御覧ください。15節工事請負費は482万5,200円でございます。このうち343万2,000円は、令和元年10月の台風19号により崩落した北側法面と放流配管等の復旧工事でございます。

4目廃棄物収集費1億8,966万円の収集業務委託料につきましては、合併前の旧秩父市分と旧町村分に分けて2業者へ業務委託しているものでございます。

5款消防費は14億6,965万8,611円でございます。このうち職員に係る人件費は13億449万8,498円で、消防費の88.76%を占めております。

34、35ページを御覧ください。13節委託料2,267万6,421円の主なものといたしましては、本部庁舎建築物環境衛生管理等業務委託料330万2,700円、消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託料970万1,000円がでございます。

36、37ページを御覧ください。18節備品購入費は3,279万4,753円でございます。国庫補助金を受け、災害対応特殊救急自動車を1,760万円、積載する高度救命処置用資機材を1,045万円で購入し、本署へ配備いたしました。

19節負担金、補助及び交付金840万5,128円の主なものは、救急救命士研修負担金408万5,000円でございます。

下段の6款公債費は3億773万3,251円、36、37ページに移りまして、7款諸支出金は177円で、公共施設整備基金に積立てを行ったものでございます。

8款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計は30億4,904万6,761円でございます。

以上が令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。なお、この決算につきましては、組合監査委員の審査を受け、決算審査意見書をいただいているところでございます。主要な施策の成果報告書と併せてご提出申し上げます。

説明は以上でございます。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

黒澤秀之議員。

3 番（黒澤秀之議員） 3 番、黒澤です。議案第19号に関しまして質問をさせていただきます。

歳入ですけれども、決算書の12、13ページ、6 款 2 項 1 目 1 節、有価物売却代ということで3,763万881円ということですが、昨年度比でいきますとマイナス665万円になっているようです。決算意見書にはその中身が書いてあるのですけれども、中国輸入規制等の影響を受け売払い単価が下落したためとあるが、売払い単価の動向と購入業者等の関係がどうかということも含めてなののですけれども、この665万円下がってしまったことが、外的要因だと思うのですけれども、これは一方で有価物代での雑入の大きな、今の説明でも歳入だという話ししていましたので、これ動向的には中身がどんな感じになっているのかを教えてくださいたいと思います。

それから、歳出ですけれども、同じく決算書の18、19ページ、2 款 1 項 1 目13節、財務会計・人事給与システム保守業務委託料203万3,940円、昨年度比で102万6,000円になっております。先ほどの説明では、職員貸与のノート型パソコンを前回リースというふうにしたためという話で、別のところでお話ししていましたけれども、システム保守業務委託料が倍近くなっている理由と関連してなののですけれども、何台ぐらいリースされるものなのか。それから、この保守業務委託料の中身は、昨年度比倍になっていますけれども、この内容はどのようなものかということでお聞かせください。

続いて、26、27ページ、4 款 2 項 2 目13節、1 号炉及び共通設備法定・定期点検整備業務委託料ということで6,028万円、昨年度比1,352万円増加しております。予算では実際には6,050万円ついていて、予算内の執行にはなっているのですけれども、昨年度比1,352万円プラスになっておりますので、その内容ですね、できれば、これ毎年こんなにかかるものではないと思うのですけれども、点検周期等も含めて分かれば教えてくださいたいと思います。

それから、28、29ページ、4 款 2 項 2 目13節、焼却灰再資源化処理業務委託料5,245万3,933円、これも昨年度比から比べますと548万円増加しております。ちなみに予算は454万円でしたので、予算よりも決算かかっているという形になっているのですけれども、その内容についてお聞かせいただければと思います。

それから、32、33ページ、消防費の関係、5 款 1 項 1 目 3 節、休日勤務手当、3 節で職員手当等ということで3,560万6,834円、休日勤務手当がついておりますが、昨年度比で見ますと1,003万円増えているのですね。昨年度は2,557万5,429円だったということなので、名前が休日勤務手当と書いてありますから、1 年間の休日数というのは多分変わらないと思うのですけれども、その後、従事した職員数が増えたのかなというようなイメージも持たれるのですけれども、1,000万円ぐらい、この休日勤務手当が増えた理由について教えてください。

最後になりますけれども、32、33ページ、5 款 1 項 1 目10節交際費です。消防長交際費20万円、交際費のこの内容ですね、ちなみにこれ昨年度の実績も同額の20万円でありました。ということで、この交際費の内容について教えてくださいたいと思います。

以上です。

議長（四方田 実議員） 環境衛生センター所長。

（原島 健秩父環境衛生センター所長登壇）

原島 健秩父環境衛生センター所長 それでは、黒澤議員から質問いただきましたうちの歳入の有価物売却代についてお答え申し上げます。

前年度に比べて減額ということでございますが、主な要因につきましては、先ほどありましたように中国の輸入規制による影響によりまして輸出量が激減したと。国内での取引が低迷したことによりまして、取引価格が下落したというものでございます。

下落の単価動向でございますが、平成30年度中に金属類下落が始まりまして、下落の始まりの月と令和元年度末の平均単価の差を申し上げますと、缶類のうちアルミ缶、こちらが平成30年7月、1キロ当たり136円、令和元年度末では7円の値下がりでございます。

続きまして、スチール缶でございます。こちらが平成30年10月、1キロ当たり22.5円、令和元年の年度末では20.7円の値下がりを起こしております。

続きまして、アルミ殻です。こちらが平成30年6月、1キロ当たり103円でしたが、令和元年度末で47.5円の値下がりとなりました。

それから、紙類につきましては、令和元年7月から下落が始まりました。令和元年の年度末の平均単価と比較しますと、新聞紙が1キロ当たり9.5円から3円の値下がり、雑誌が1キロ当たり6円から3円の値下がり、段ボールが8.5円から3.5円値下がりとなりました。

それから、続きまして購入業者との関係ということでございますが、引取り品の質を向上させるということによりまして、有償買取りを継続できるというように交渉を重ねたところでございます。また、紙類につきましては、資源回収を廃業、撤退する業者もありますが、当組合の購入先、これにつきましては一定量の販路を確保しているということから、有償買取りを継続できているところでございます。財源確保の面からしますと非常に厳しい状況ではありますが、住民に根づいたごみの減量、それからリサイクルの促進ということを考慮しますと、資源ごみとして回収した上で行うごみ処理事業につきましては、継続を必要と考えております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 それでは、決算の歳出になりますが、私からは、18、19ページ、一般管理費の委託料、財務会計・人事給与システム保守業務委託料のご質問についてお答えいたします。

この委託料の増の理由でございますが、財務会計、それから人事給与システム保守業務委託料につきましては、今まで別々のシステムで運用しておったところでございます。システム双方の連携強化による事務効率のため、この2つのシステムを平成30年10月から統合した形で運用を開始をし

ております。このことから30年度分、これにつきましては6か月分、それから令和元年度はこれが12か月分となりますので、約倍の支出額になっているというところでございます。

それから、ノート型パソコンのリースにつきましては、これは使用料及び賃借料のほうにリース料として決算が載っておりますが、こちらは議案説明でもございましたように、貸与しているノート型パソコンを平成30年度と令和元年度でリース化したものでございます。2か年で52台ずつ、計104台をリースさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博専門員兼業務課長兼秩父グリーンセンター所長登壇）

野澤好博専門員兼業務課長兼秩父グリーンセンター所長 3番、黒澤議員のご質問のうち、グリーンセンター費に該当する部分についてお答えをいたします。

決算書26、27ページの13節委託料、1号炉及び共通設備法定・定期点検整備業務委託料において前年から増加した内容でございますけれども、この業務は、グリーンセンターの焼却設備のうち焼却炉本体や燃焼排ガス冷却のボイラー等の主要設備機器の点検整備を毎年定期的に行っているものでございます。機器によりまして毎年整備しなければならないもの、また2年、3年、5年といった隔年の周期で整備を行うものがございまして、また整備内容も項目も年度により変わることがございます。このことによって委託料の増減がございまして、特に大きな整備ではボイラー設備がございまして、この設備は蒸気タービン発電設備へ蒸気を供給していることから、電気事業法に施行規則で定める電気工作物に当たりまして、定期事業者検査及び定期安全管理審査等を2年に1回受審することが義務づけられております。令和元年度は、1号炉のボイラーが該当年度に当たりまして検査を実施するため、ボイラー本体、附属機械の開放、分解による点検整備、あと作動試験を行う必要があることから整備項目も多く、前年度より委託料が増えた要因となっております。

続きまして、同ページの焼却灰再資源化処理業務委託料についてでございますけれども、こちらは、焼却灰の処理量が前年度比で約212トン増加したことが要因となります。増加した理由としては、前年度からの繰越し分の処理が多少あったことと、可燃ごみの焼却処理量が前年度比で223トン増えたこと、またこれに伴い、焼却時にごみの性質、焼却炉の焼却温度、空気量の条件が違いますため、これにより焼却灰が増えたことが主な要因となります。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 総務課長。

（黒沢敬三専門員兼総務課長登壇）

黒沢敬三専門員兼総務課長 常備消防費に係る部分についてお答えをさせていただきます。黒澤秀之議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、休日勤務手当は、昨年度比1,003万円の増額になっているが、その理由はとのご質問で

ございますが、昨年は元号が変わり新天皇が即位するという歴史的にもとても大きな行事がありました。そのことにより、昨年限定で休日が追加されております。5月1日の新天皇即位の日、10月22日の即位礼正殿の儀が主なものとなります。手当支給対象となる休日の日数でいうと、平成30年度は16日に対し、令和元年度、これ平成31年度は22日となっております。支給対象日が6日増えたこととなりますので、その分の増加による手当の増額と考えております。なお、従事した職員数の大きな増加等はございませんでした。

続きまして、消防長交際費についてのご質問にお答えいたします。消防長の交際費の内容についてでございますが、消防行政の円滑な運営のため、埼玉県消防長会会議をはじめ構成市町、消防団関係及び広域管内の各種団体の研修会や意見交換会への参加をしております。これらの事業の多くは例年継続して行われているものであり、令和元年度は40事業、平成30年度は37事業と、ほぼ同様の事業数となっております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 黒澤です。最後の交際費についてお伺いします。事業数が違うのに決算が20万円ぴったりというのが、どうも不思議でならないわけなのですけれども、その辺はどういうことでしょうか。

議長（四方田 実議員） 総務課長。

（黒沢敬三専門員兼総務課長登壇）

黒沢敬三専門員兼総務課長 ただいまの黒澤議員の再質問にお答えをいたします。

事業数が変わっているのに予算の額が変わらないということについてのご質問でございましたが、基本的に行われております事業に関しては、その内容に関して毎回同じものという内容ではありませんので、その事業によって費用の金額等も変わってきているということをご理解いただければと思います。事業数が変わってしましても、基本的には消防長交際費の金額で足りていたということではよろしいかと。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 黒澤議員の再質問にお答えします。

消防長交際費20万円をいただいております。この交際費につきましては、先ほど総務課長のほうから報告があったとおりでございます。この20万円の交際費という部分でございますが、実際には交際費はそれ以上の交際費がかかっておりまして、それ以外の部分につきましては、消防長が自己負担ということで出ささせていただいておりますので、その点ご理解をお願いします。

（何事か言う人あり）

議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

2 番、山中進議員。

2 番（山中 進議員） 2 番、山中です。何点かお伺いいたします。これは以前にも聞いたのですけれども、まずページ 1 なののですけれども、ごみの持込みの内容なののですけれども、クリーンセンターが大分持込み量が多いのですね。最近の傾向として、各家庭ごみだとか片づけて、このコロナの際にまた増えているような気もなきにしもあらずであるのですが、持込みのごみの内容、それから手数料について教えてください。

それから、併せて可燃ごみのごみ袋の、今度は安くしろというのではないのです。どのぐらい各家庭で使っているか、その様子を知りたくて聞きました。それと、やっぱり可燃ごみの袋、販売分でいうと、この収益率もどのように反映されているのか、ちょっと教えてください。

それから、13ページ、先ほどアルミ缶の販売単価のこと聞いておりましたけれども、その他に、アルミ缶だけではなく、今、金がグラム7,000円もするのですね。例えば使わない携帯電話、金が相当含まれているのだけれども、そういうことをすると、金属なんか高いものですからいい値段にはなると思うのですが、意見書とか成果報告書見たらちょっと出ていたものですから聞くのですけれども、その他の金属類は何件あってどのぐらいなのか。先ほど聞いたけれども、例えばアルミでも銅でも国際価格というのがあるのですけれども、そういったのが参考になっているのかどうか、参考に教えてください。その他の金属類、どんな金属があるのか、お願いいたします。

23ページ、小児初期救急運営事業委託とあるのですけれども、これは今市内の小児救急病院では、市立病院とあらいクリニックぐらいだと思うのですけれども、そういうところへ救急しているのか、それともほかに利用しているのか、ちょっとこれだけでは分からないのでお伺いしたいと思って、どういう形になっているのか教えてください。

38、39ページ、最後のほうなののですけれども、予備費が2億円という不用額が計上されているのです。以前も聞いたと思うのですけれども、不用額にしておいて予備費に入れて、それで次の来年度の予算に反映するのだという話を聞いておりますけれども、やはりこれ広域市町村圏組合で自由に使える、一般会計として自由に使えるのがあっていいと思うのですね。それなので何かの折に使えるように、基金として積んでおけばどうかなと提案させていただきますけれども、全部でなくていいと思うのです。半分ぐらいきちんとしておけばいいと思うのですよ。そうすれば各自治体も今交付税が減っている中で、1人当たりの負担額でいうと秩父市が多いのだけれども、やはりどこも大変な状況の中、少しでも負担を減らすというのは、これは命題みたいになっているのでしょうか、そういうことを含めて何かのときに使えるように、広域組合での基金を積んでおく必要があるのではないかなと思うのですね。施設整備基金という項目あったのですけれども、現在どのぐらいあるのか、教えてください。

それから、1つ、ページ前になるのですけれども、13ページの売電収入のところなのです。この過去5年、秩父新電力が始まったのですけれども、3年ぐらいたつのですけれども、5年ぐらいの

推移、売電収入の推移分かったら教えてください。それから、主な売電先、その５つぐらいですか、よろしくお願いします。

議長（四方田 実議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長登壇）

野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長 ２番、山中議員のご質問にお答えをいたします。

まず、清掃手数料の廃棄物処理手数料、処理の持込み分についてということでございますけれども、こちらにつきましては処理施設の持込み分は増加をしております。金額にいたしまして282万5,760円、3.14%の増ということでございます。この考えられる理由でございますけれども、処理施設の搬入実績見ますと、一般家庭からの搬入量が約555トン増加、事業系一般廃棄物の排出量は50トンの増加となり、特に一般家庭からの持込みごみが増えたことが、手数料の増加につながっておるということでございます。一般家庭からの持込みは、住民の方が引っ越しとか家の片づけに伴う生活用品、衣類、家電製品、あと机やたんすの家具、布団などの粗大ごみが増加傾向にございます。また、空き家になった実家の片づけ等行う方も年々増えてございますので、そういった片づけごみが主な増えているような要因でございます。また、事業系のごみにつきましては、事業所から排出される紙類や厨芥類の一般廃棄物が主なものということになってございます。

続きまして、11ページの廃棄物処理手数料の可燃ごみの収益率、これ有料指定ごみ袋分ですね、収益率ということでございます。こちらは、有料指定ごみ袋の収入から袋の製作費、販売委託料を差し引いた単純差益でございますけれども、こちらが1億40万6,018円、率にすると約65%ということになってございます。

続きまして、決算書13ページの売電収入の過去の５年間の推移及び売電先でございます。こちらにつきましては、それぞれの年度の収入額、売電先を申し上げますと、平成27年度が7,004万8,819円で東京電力株式会社、28年度が6,228万1,360円で東京電力エナジーパートナー株式会社、29年度が7,499万184円で日立造船株式会社、30年度が7,383万63円で、こちらも日立造船株式会社、元年度の収入額は7,674万1,054円でございます。こちらにつきましては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるF I T制度の制度改正がございまして、F I T制度による対象発電分は、送配電事業者であります東京電力パワーグリッドが買取り義務が発生しておりますので、同社へ売却をしております。F I T制度以外の売電分につきましては、秩父新電力株式会社へ売却をしております。なお、５年間の平均の売電収入は、およそ7,157万8,000円でございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 環境衛生センター所長。

（原島 健秩父環境衛生センター所長登壇）

原島 健秩父環境衛生センター所長 それでは、山中議員からのご質問のうち、有価物の売却につい

てお答えいたします。

有価物の売却品目につきましては、令和元年度は15品目ございました。このうち先ほどお話がありました貴金属が取れるものですね、そのうちセンターから出しているものが銅線類でございます。こちらの売却単価が、年間平均で1キロ当たり51円でございます。

それから、先ほどお話ありました携帯電話、こちらは年間の平均で1キロ当たり300円で売却ができたところでございます。

それから、その他の金属ということでございますが、令和元年度につきましては3分類で売払いを行っております。1つは、鉄以外の金属等を含んだ破碎が必要なシュレッダー鉄と言われるものです。それから、混合物等を含まない鉄だけの切断が必要なギロチン鉄と言われるものでございます。それから、最後にステンレス等の非鉄金属で、3分類で売払いを行いました。

それから、国際価格を加味しているのかというお話でしたが、国内で流通させる場合は中間処理ですとか運賃とかかかりますので、そちらの価格との比較はちょっとできないところでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 福祉保健課長。

（関河 緑福祉保健課長兼会計課長登壇）

関河 緑福祉保健課長兼会計課長 山中議員の小児初期救急運営事業についてのご質問にお答えいたします。

事業につきましては、秩父郡市医師会へ委託しておりまして、その担当していただいている病院ですが、月曜日はあらいクリニック、火、木、金が秩父市立病院、それから水曜日が秩父病院に医師会の会員が出向いて診療していただいております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

富田豊彦事務局長 山中議員から予備費の一部を基金に積み立てられないかといったような趣旨のご質問かと思いますが、これについて昨年の11月の定例会においても山中議員のほうから同様のご質問いただきまして、市町負担金への影響を極力少なくするため、多少なりとも決算の繰越額を基金へ積立て、事業の財源の一部に充当し充実することも事務サイドとしては考えており、どのような形がよいか検討した上で理事会に提案し、協議いただきたいと考えているというようなことでお答えをさせてもらってございます。現在、市町の負担金につきましては、これ確定負担金として負担をしていただきまして、不用額は精算せずに繰越金のほうに入れ、それを翌年度の財源という形にしているところですが、組合には火葬場ですとかごみ処理施設といった施設がございますので、突発的な修繕や定期的な改修に基金を充てることで、市町に臨時的な負担を求めることなく進めることができるというふうにも考えてございます。令和元年度一般会計歳入歳出決算書、意見書

の第4、審査意見の中で、本組合は、約10万人の生活に密着した行政事務を行っており、地域住民の日常生活を支える重要な施設等を所管している。これら施設等の適切な保守、点検、修理、あるいは取得、更新が必要となるが、組合市町の負担を少しでも軽減するため、有価物の売却収入や売電収入などを含む自主財源の確保に、引き続き努めることが大切であるとのご意見をいただいたところでございます。中長期的な負担金の軽減につきましては、基金の活用必要性を感じております。基金の積立てにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等による市町の財政事情もあるかと思しますので、正副管理者及び理事のご理解をいただく中で検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

それから、もう一点ですけれども、基金の現在の額ということでご質問がございました。これ主要な施策の成果報告書の60ページ、一番最後のページですけれども、諸支出金の基金費というところに、令和元年度末基金総額ということで177万494円ということで載せさせていただきます。よろしくご確認のほど、お願いいたします。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 2番、山中議員。

2番（山中 進議員） 本当に懇切丁寧にありがとうございました。特に小児救急の場合、ちょっとメモして忘れていたものが、急に聞いたような感じしてしまっているのですけれども、やっぱり小さい子供心配ですから、医療費のほうはほとんど無料化されているのだけれども、医療機関のほうはちょっと少ないから、そういう意味で確認させていただきました。ありがとうございました。

ごみの持込み、これからも増えると思うのですけれども、やはりそれに耐える施設だから、今局長が言ったように自主財源、こういうところを求めて何かの折には使うのだと。基金が180万円ぐらいでは何もできないから、せめて4月の給料を払える分ぐらいは基金でためておく必要があると思いますよ。交付税が決まるまでは負担金として支払わなければならないところなのですけれども、大滝村でよく4月の給料が払えない、どうなるか分からないというのだね。借金してね、皆さんもそうだと思うのですけれども、そういう借りてまで給料払うような、そういう心配なさっていたことを聞いたものですから、せめてそういう形で各自治体の負担を軽減させていただくためにも、そういった配慮も持っていかなければと思って、あえて2回も聞かせていただきました。その考えは、これから検討するという考えは分かるのですけれども、ここできちんと残っているお金は有効にすんと置いておいたほうが良いような気がするものですから、あえて出させていただきます。

それから、収入の問題でいうと銅だとか金だとか、非常に買うと高価なのですよね。国際価格でいうとキロ当たりの値段は、そういったときのこともあるものですから多少はいいかなと思ったのですけれども、分かりました。本当に自前で調達できる、あるいは自前で何かできるということを考えると、これからそういったものは大事になってくると思いますので、ますますそれを私どもも支援しなければならないかなと思っております。

(「質問」と言う人あり)

2 番(山中 進議員) 質問、1つだけ伺います。不用額とした、予備費を不用額としたというのは、あれは分かったのですけれども、要するに不用額にしておいて次の予算に間に合わせるようにということは、これはその考えは変わらないということでもいいのですか、不用額に残したということに關しては。

議長(四方田 実議員) 事務局長。

(富田豊彦事務局長登壇)

富田豊彦事務局長 事業の執行に伴って残った不用額につきましては、先ほども申し上げましたけれども、確定負担金として今もらっておりますので、それについては翌年度に繰り越す形にするしかないというのが、今現状でございます。以前は年度末に精算という行為をやっていたのですけれども、今精算せずに組合のお金として翌年度の財源、費用に充てていくというようなシステムを取っておりますので、そのやり方については変えずにいくことで考えております。

2 番(山中 進議員) ちょっと理解できなかったのです。

議長(四方田 実議員) よろしいですか。

2 番(山中 進議員) 以上です。

議長(四方田 実議員) 他に質疑はございませんか。

16番、出浦正夫議員。

16番(出浦正夫議員) 16番、出浦です。2点質問をお願いします。

まず、20ページの2の自立支援審査会費なのですけれども、節1の報酬ですが、79万6,000円が予算としてありますけれども、支出済額が53万2,000円で、不用額が26万4,000円残っております。約3分の1不用額になったのですけれども、1つは、自立支援審査会の活動状況について、どういう活動されているのか。そしてまた、金額が3分の1余った理由はどうしてなのか。

2点目です。36ページ、37ページにかかってはございますけれども、常備消防費の18節備品購入費の中で災害対応特殊救急自動車1,760万円、その下の高度救命処置用資機材1,045万円とありますけれども、これはこういうものが購入できてよかったなというように思うのですが、この活用状況について、また特にこの高度救命処置用の資機材というのは、これがあることによってどういうことが救命処置にとってできるようになったのか、そこをお願いいたします。

議長(四方田 実議員) 福祉保健課長。

(関河 緑福祉保健課長兼会計課長登壇)

関河 緑福祉保健課長兼会計課長 出浦議員の質問に対して回答いたします。

自立支援審査会の不用額が出たというところでございます。報酬に対して26万4,000円という不用額が出ておりますが、自立支援審査会は年に13回の予算で取らせていただいています。そして、令和元年度につきまして12回行ったというところで、その1回に当たる委員の報酬の不用額が出た

ものでございます。

それから、自立支援審査会の運営ですが、市と町のほうから審査の依頼が上がってまいります。そして、それを審査会にかけているわけなのですけれども、一月に1回行われていますけれども、1回当たり約20件くらいの審査というところで、令和元年度につきましては12回の開催というところでございました。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 消防本部次長。

（小茂田 浩消防本部次長兼危機防災管理監兼消防署長登壇）

小茂田 浩消防本部次長兼危機防災管理監兼消防署長 ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

災害対応特殊救急自動車並びに高度救命用資機材の活用状況ですが、これにつきましては高規格救急車のほうとセットでございます。高度救命用資機材につきましては、大きなものにつきましては患者監視装置、患者の状態を観察するための資機材、また救命士による特定行為の資機材等含まれてございます。これにつきましては、高度な救急救命処置を施すための資機材として十分な活用させていただいております。また、この車両につきましては、西分署のほうに配置されておりますので、ご承知おきいただくようお願いいたします。

以上です。

議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

5番、木村隆彦議員。

5番（木村隆彦議員） 5番、木村でございます。決算書の11ページ、2款2項1目1節の処理施設持込み分ということで、動物持込み分ということで30万2,000円が歳入として計上されております。この成果報告書を見ますと、20ページに動物炉なのですけれども、昨年対比287件増加の1,216件あったというふうなことが書かれております。そのうち使用料減免件数が1,105件というふうなことで、ほとんどが減免をされているということなのですけれども、それについての詳細をお教えください。

議長（四方田 実議員） 業務課長。

（野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長登壇）

野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長 5番、木村議員のご質問にお答えさせていただきます。

斎場の動物炉の使用のことですけれども、動物炉につきましては、先ほど木村議員からお話ありましたとおり、主要な施策の成果報告書20ページに令和元年度の実績といたしまして1,216件、そのうち1,105件が減免措置ということがございます。この減免措置につきましては、道路で轢死している動物、そちらのほうを片づけると、それとあと有害鳥獣駆除で駆除された動物に

つきまして、それぞれ減免措置の対応をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 5 番、木村議員。

5 番（木村隆彦議員） 5 番、木村でございます。道路でということなのですが、これ市道とか県道とか国道とかというのは関係なく、市の地域内の道路での亡くなったものに対しては減免されるということで理解してよろしいでしょうか。

議長（四方田 実議員） 業務課長。

（野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長登壇）

野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長 木村議員の再質問にお答えいたします。

道路につきましては、国道、県道、市道、それぞれ全てが減免の措置対象とさせていただいております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

浅海忠議員。

8 番（浅海 忠議員） 浅海です。決算書の46ページ、財産に関する調書の中の46ページです。公有財産でそれぞれ各、秩父斎場から始まって土地の一覧表があります。この秩父消防本部なのですが、土地の面積が1,243.2平米ということであります。ほとんどが借地かとは承知していますが、今消防本部のある敷地の全体の面積、また借地の面積、まずそこを確認させてください。

あともう一つ、併せて一番上にあります斎場なのですが、斎場にも借地が入っていると思います。斎場のほうの借地はどのぐらいの面積を借り受けているのか、お願いいたします。

以上です。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 浅海議員の公有財産の部分について、消防本部庁舎の敷地についてお答えいたします。

消防本部庁舎の敷地におきましては、借地と広域の財産部分の2つに分かれております。借地部分につきましては、6 地権者から6,251.03平米をお借りしています。公有財産部分につきましては、その表のとおりです。1,243.20平米でございます。両方合わせた土地が消防本部の敷地の面積となりますが、よろしくお願いします。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 業務課長。

（野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長登壇）

野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長 浅海議員のご質問のうち、秩父斎場の斎場

借地につきましてお答えをいたします。

斎場の敷地につきましては、従来より秩父市から借用しておりましたが、新斎場の建設に伴い、平成27年度から新たに加わった敷地も含めまして、秩父市から12筆、4,490.16坪と個人1名から1筆、259坪、合計4,749.16坪借用してございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 浅海忠議員。

8番（浅海 忠議員） 浅海です。たしか広域のほうの分署は、各分署が所在している、それぞれの自治体がいわゆる土地を提供しているので、たしか地代はかかっているかと思うのですけれども、消防本部については当然あれだけの面積もありますし、今賃貸が年間で883万5,000円、決算書35ページにも載っていますけれども、あれだけの建物、今訓練塔とか設備がされています。将来的にあの土地を、今賃貸ですけれども、購入していくとかという考えがあるのかなのか、伺います。

あと、今斎場については、秩父市にも払っているということで理解してよろしいのでしょうか、その辺答弁をお願いします。

議長（四方田 実議員） 業務課長。

（野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長登壇）

野澤好博専門員兼業務課長兼秩父クリーンセンター所長 浅海議員の再質問にお答えさせていただきます。

秩父市からの借地につきましては、借地料のほう支払いをしてございます。金額につきましては、365万4,528円を年間で支払っているものでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 今消防のほうの借地ということで、あれはこれからずっと消防があそこにあり続けるし、またあの場所というのがかけがえのない立地に適したところだというふうに思っておりますし、建物等々もしっかりまだまだ使える建物ですし、訓練塔も今ご指摘のとおり、今建設中ですということで、チャンスがあればその民地のところは購入していくという、結局はこういう広域で持っているという形が本来の在り方かなというふうに思っております。一遍にというわけではなく、地権者が6人ぐらいいるらしいのですけれども、それを一人一人了解得られたところからという、少しずつということで考えております。

8番（浅海 忠議員） 結構です。

議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条の3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（四方田 実議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案はこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（四方田 実議員） 総員起立であります。

よって、議案第19号は認定することに決しました。

○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（四方田 実議員） 次に、議案第20号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(富田豊彦事務局長登壇)

富田豊彦事務局長 それでは、議案第20号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の2ページを御覧ください。本条例は、国等の新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の支給を踏まえまして、本組合においても新型コロナウイルス感染症に係る作業について防疫等作業手当を支給するため条例の制定をしたいものでございます。

本条例では、第1条で条例の趣旨を、第2条で防疫等作業手当の支給対象となる作業及び手当額を定め、第3条で委任規定を定めることとしております。

防疫等作業手当の支給対象となる作業は、第2条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症から住民等の生命及び健康を保護するための作業、その他新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業であって管理者が定めるものとして、消防業務の救急、救助における作業といたします。

また、防疫等作業手当の額は、同条第2項の規定にありますように、作業に従事した日1日につき3,000円、新型コロナウイルス感染症の患者、またはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に従事した場合は4,000円としております。この額につきましては、人事院規則で定める額と同額となっております。

最後に、本条例の施行につきましては、公布の日からとし、人事院規則9—129の適用日と同日の令和2年1月27日から適用することといたします。

以上で議案第20号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。1点だけお伺いします。今回この本条例につきましては、新規条例制定ということなのですけれども、もともと秩父広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例というのがそもそもあるのですよね。それには斎場、清掃、消防業務ということで、特殊勤務手当に関する条例があります。今回新規制定は、救急、救助なののですけれども、これもとともとある条例に追記しなかった理由を教えてください。

議長（四方田 実議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

お話しいただいたように、本条例については新規制定でございます。自治体によっては、新型コロナウイルス感染症に対応するための作業に従事したときの手当額であることから、防疫等作業手当を特例として特殊勤務手当に関する条例の附則を改正している団体もございます。しかしながら、組合の業務に本来この防疫等作業手当に該当する業務がございません。このことから条例の本則を改正することなく、特例の部分のみ対応した個別の制定とさせていただいたところでございます。

なお、近隣の自治体でも同じように防疫等作業手当を持たない団体がございます。例で挙げますと熊谷市、それから児玉郡市広域市町村圏組合、こちらのほうも同じような新規制定をしているところでございます。

以上です。

議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。提案された第2条の2項に関わるのですけれども、括弧の中なののですけれども、新型コロナウイルスの感染症の患者、またはその疑いのある者の身体に接触しというようになっているのですけれども、先ほどの今年度の出動回数などを伺うと、全部で45件、1月から出動していて、疑いのある人たちもそれぞれあったということなののですけれども、これは

結果として分かることで、そのときには分からないわけですね。きちんとPCR検査なり抗原検査なり、検査をやって陽性だったということになると陽性患者ということになると思うのですが、この疑いのあるところなのですが、これは具体的にはどういうふうになるのですか。45件搬送して疑いがあるというのは、全部45件疑いというふうに言ってもいいのかなと思うのですが、その判断基準みたいなものは、後で要綱だとか、そういうもので決めていくのか、そのところをお願いします。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 16番、出浦議員の疑いのある患者の定義というような形でよろしいと思うのですが、この定義について3つの定義を事前に設定させていただきましたのでご報告させていただきます。1つ目は、搬送患者のうち新型コロナウイルス感染症の疑いのためPCR検査を実施した者、2つ目は、患者搬送者のうち抗原検査を実施し陽性であった者、3つ目につきましては、患者搬送者のうち抗原検査を実施し陰性であったが、その後、PCR検査を実施した者。この3つの要件を設定しまして、患者搬送の疑いのある者としてしました。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。今のお話ですと、PCR検査を実施した者ということは、医師が判断をして、この人はPCR検査をやったほうがいだろうというふうに判断された人は、疑いのある患者と認定されるから手当が出るということになると思うのですが、次の抗原検査をした者、この抗原検査については、その時点で結果が出ている場合と出ていない場合があるかなと思うのですが、その判定が非常に難しくなるかなと思うのです。救急ですから、時間なるべく早く搬送するということになるのですが、その辺の判定というのはどういうふうに予想されますか。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 ただいまの出浦議員のご質問にお答えします。

この判定は、防疫作業手当の特例の支給をするための基準として定義づけさせていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。ちょっと聞いていてよく分からないのですが、この搬送業務に当たる方は、非常に精神的にも緊張されて万全の体制で臨まれるのだと思うのです。そうすると、搬送業務を終わった後になって、これは疑いがあったのか、なかったのかとかと、そう

いうことになるので、もうちょっと明確なご答弁をいただきたいのですけれども、例えば救急隊のほうで、これは本当に心配だなとかと思って、指示するほうも心配だと思えば疑いになるのかとかと、そういうところをもう少し詳しくお話しいただきたいと思います。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 大変失礼しました。新型コロナウイルス感染症の活動上の感染疑いの判断基準というものは、総務省消防庁のほうから示されておりまして、患者が次のア、イ、ウ、エに該当し、かつ他の感染症、または他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れるということで、4つの項目挙げられています。アとして、発熱、または呼吸器症状（軽症の場合を含む）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定した者と濃厚接触歴ある者。イ、37.5度Cの発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認された地域に渡航、または居住していた者。ウ、37.5度以上の発熱、呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認された地域に渡航、または居住していた者と濃厚接触歴ある者。発熱、呼吸器症状、その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき集中治療、その他これに準ずるものが必要であり、かつ直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、コロナウイルス感染症の鑑別を要した者ということでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしいですか。おしまいですから。どうぞ、16番。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。今おっしゃられたことは、確かにそういうふうに基準はあるのかなと思うのですけれども、救急隊員の方は、このコロナの発症以来、本当に緊張して仕事をされてきたというように感じているわけです。ですから、いろんな規定があって、それをクリアしなければ出ないということになると、出ない可能性のほうが高いのかなということになるので、そういう努力に対して報いるという側面も非常に強いと思うので、なるべく支給できるような対応をするべきではないかなと思うのですけれども、その辺の判断はいかがですか。

議長（四方田 実議員） それについては後で、もう最後ですから、もう終わっていますから、よく自分で調べてください。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（四方田 実議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（四方田 実議員） 総員起立であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（四方田 実議員） 次に、議案第21号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(富田豊彦事務局長登壇)

富田豊彦事務局長 議案第21号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の3ページを御覧ください。本条例は、本年10月7日に出された人事院勧告、また10月22日に出された埼玉県人事委員会の勧告を踏まえて、期末手当支給月数を0.05月引き下げる改定をしたため定めるものでございます。

改正の内容ですが、本条例第1条で、現在6月期、12月期合わせて年2.6月、100分の260となっている一般職職員の期末手当の支給割合を、12月期の支給割合を0.05月引き下げ1.25月、100分の125とし、年2.55月、100分の255とするとともに、再任用職員に係る規定における関係箇所の改正を行い、第2条で6月期、12月期とも1.275月、100分の127.5とするとともに、第1条と同じく、再任用職員に係る規定における関係箇所の改正を行うものでございます。

また、附則で、本条例の施行は、公布の日からとし、期末手当の基準日となる12月1日までに公布することとしております。

なお、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行いたします。

以上で議案第21号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

2 番、山中進議員。

2 番（山中 進議員） 2 番、山中です。今の説明を聞いていると、職員の皆さんはコロナで大変だから給料下げると、そう国が言っているのですね。そういうふうに私は感じたのですが、どうなのでしょう。もう一度聞きます。2 番、山中です。この0.05か月引き下げということで、人事院勧告並びに埼玉県的人事委員会勧告は、コロナで大変なので皆さんの給料を引き下げるというのをこれ提案されてきているわけですね。要するに広域市町村圏組合も同じように右へ倣えということで、提案されているということではないのですかね。

議長（四方田 実議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 山中議員のご質問にお答えいたします。

今回この人事院勧告というものの自体が、民間とあと私たち公務員、その格差を毎年調査しております。その中で今年度の改定については、期末手当の額が民間と差がありますので、そこを0.05か月分下げることによって、公務員も民間も同じになるという人事院勧告でございます。ですから、そういう趣旨を見て、組合についても給与改定をさせていただきたいということでございます。

以上です。

議長（四方田 実議員） 2 番、山中議員。

2 番（山中 進議員） 2 番、山中です。要するにテレビやラジオやニュースでそういうことを話していたのですけれども、実際でも先ほども議案20号の話を聞いていてどうも矛盾するのと、片一方は下げておいて出しますよということで、いろんな制約を受けて20号は対応するということなのですが、こっちはもう有無を言わず民間が低いからおまへたちは下げろという、そういうやり方というのは、非常に今のこの秩父地域を取り巻く職員の皆さんのラスパイレス指数というのは100を切っているのではないかと、そういうところなのですよ。そういうところでもやるということに対しては、ふんまんやる方ないというところなのですよ。だから、聞いたのですけれども、やっぱりこれは12月1日、次の、この前のは返せというのではなくて、12月1日以降ということでいいのですかね。

議長（四方田 実議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 おっしゃるとおり、6月の期末手当、これについては当然支給になっておりますので、今度の12月の支給のときに0.05か月分を減額し支給をするというような形になっております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

2番、山中進議員。

(2番 山中 進議員登壇)

2番(山中 進議員) 2番、山中です。この21号議案に反対の立場から討論させていただきます。

先ほどの質問の中で聞いた内容については、やはり民間が下がっているからというだけで決めるのではなしに、こうした地域、あるいはこんなときこそきちっと上げていって、皆さんの地域を含めて上げていくということが大事ではないのかなと思っております。ラスパイレス指数が、この秩父地域の職員の皆さんの指数が本当に低くて、やはり高いところに比べると相当な開きがあるということは、これは認めざるを得ないのですね。そういったところでさらに追い打ちをかけるように、人事院勧告で0.05引き下げるということに関しては納得できないということを鮮明にして、反対の討論とさせていただきます。

議長(四方田 実議員) 他に討論はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(四方田 実議員) 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(四方田 実議員) 次に、議案第22号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(町田 進消防長登壇)

町田 進消防長 議案第22号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

議案書の4ページ、5ページ並びに別添の議案第22号参考資料の火災予防条例新旧対照表を御覧ください。総務省令である対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、令和2年8月27日に公布されたことにより、同省令に定められた電気自動車等を充電するための急速充電設備について、今後需要の増加が予測されること等から、全出力20キロワットを超え全出力50キロワット以下と定められていた全出力を、200キロワットまで拡大することとされました。これに合わせ組合火災予防条例で規定する急速充電設備についても同様の取扱いをするとともに、火災予防上必要な措置を定めたいため、本条例を改正したいものでございます。

第11条の2においては、急速充電設備は、全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除くものと規定されていますが、これを全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除くと改正し、急速充電設備の全出力が拡大したことにより、火災予防上必要な措置の所要の規定の整備、見直しとしまして、第11条の2第1項第1号、第13号、第14号、第15号、第16号を追加し、第44条、火を使用する設備等の設置の届出に、第10号として急速充電設備を新設するものでございます。

なお、改正条例の施行は、令和3年4月1日としたいものでございます。

以上で議案第22号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。2点ほど質問させていただきます。

今説明がありましたけれども、本条例改正につきましては、消防庁予防課長による改正火災予防条例の運用についてという通知が出ているので、それに基づいて改正するのかな。今お話あったとおり、増加する電気自動車への急速充電器に対して、火災予防の観点から条例化されているものなのですけども、質問としては、現時点で秩父圏域内における急速充電設備がどのくらいあって、当該条例改正に伴う該当急速充電設備はどのくらいあるのか。要は大体50キロワットぐらいだと思いのですね、本来の自動車の急速充電器というのは。これを200キロワットにするということは、4台分ぐらい一遍に充電できるようなというイメージなのかなというふうに思うのですけれども、もともと現時点でこの200キロワットに上げたときに該当する設備がどのくらいあるのか。すみません。急速充電設備がどのくらいあって、今回の条例改正に伴って、さらに包含されるものがどのくらいあるのかということをお伺いします。

それから、電気自動車の普及に伴いまして、先ほど説明があったとおり急速充電設備も増加をするというふうに思われるのですが、この対象が200キロワットということですから、かなり大容量ですから、普通のご自宅に200キロワットまで充電する設備を持ってくるのは多分難しいと思うので、事業主とか公共性とか、そういう形になるのだと思うのですが、広報をどういうふうにやっていくのか。火災予防条例で制定するわけですから、相当点検とか、そういった足かせが多分増えてくると思うのですが、その辺についてお伺いをさせていただきます。2点です。よろしくお願いします。

議長（四方田 実議員） 予防課長。

（新井 守予防課長登壇）

新井 守予防課長 3番、黒澤議員のご質問にお答えします。

初めに、秩父広域管内の急速充電設備はどのくらいあり、当該条例改正に伴う該当急速充電設備はどのくらいあるのかのご質問にお答えいたします。秩父広域管内の急速充電設備ですが、消防本部では、急速充電設備の届出義務がないため当該設備について把握はしておりませんが、インターネットサイトから抽出したEVスマートによりますと、秩父市に10設備、横瀬町に1設備、皆野町に1設備、長瀬町に1設備、小鹿野町に2設備の計15設備ございます。そのうち20キロワットの充電設備が2か所ある施設が、秩父市に1か所、小鹿野町に1か所の計2か所ございます。また、当該条例改正に伴う該当充電設備ですが、今までの急速充電設備の設置基準が全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除くとありますので、秩父広域管内に設置はないものと思われます。

次に、電気自動車普及に伴い急速充電設備の増加も考えられるが、今後の広報についてどのように行うのかのご質問にお答えいたします。秩父消防本部のホームページをはじめ、秩父広域市町村圏組合の広報紙、広報「ちちぶ広域」、構成市町の広報紙に掲載していただき、また事業者向けには、秩父防火安全協会の広報誌「協会だより」に掲載していただき周知していきたいと存じます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） ありがとうございます。この急速充電設備が増えたことによって、例えば充電用ケーブルだったり、そのコネクター辺りに、大容量なわけですから火災の発生があるということで、こういうふうな形で火災予防条例に包含される形になったのでしょうか。今後こういうのが、電気自動車がどんどん増えていくと設備がどんどん増えていく、火災予防条例には入っている。消防本部とすると査察とかということは、今後あり得るものなのでしょうか。それともこの設備を造った店側の責任として、火災予防条例を守りなさいということなのか。その辺の位置づけ、消防本部との関わりについてお伺いさせていただきます。

議長（四方田 実議員） 予防課長。

(新井 守予防課長登壇)

新井 守予防課長 3 番、黒澤議員の再質問についてお答えいたします。

急速充電設備の届出がなされた場合には、消防本部としまして検査し実施をして、安全であるかどうか確認していきたいと思います。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（四方田 実議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（四方田 実議員） 総員起立であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

(何事か言う人あり)

議長（四方田 実議員） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 3 時 1 1 分

再開 午後 3 時 2 0 分

議長（四方田 実議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（四方田 実議員） 議案第23号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（柴岡康夫水道局長登壇）

柴岡康夫水道局長 議案第23号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の6ページを御覧いただきたいと存じます。本条例の提案理由にありますように、令和3年4月1日から水道料金の改定を行うため、基本料金及び水道料金の別表を改める改正を行いたいものでございます。

議案第23号参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。統合時に適用していた地域ごとの旧料金表の条文第26条を削除いたしまして、同条及び第29条関係の別表第2及び別表第3を統一料金体系である秩父市の料金表に改めるものでございます。別表第2の表につきましては二月の料金表、別表第3につきましては一月の料金表となつてございます。

また、経過措置といたしまして、横瀬町、小鹿野町の区域に対する統一料金表の適用を令和3年10月1日からとする内容となつてございます。

なお、本条例の施行日は、令和3年4月1日といたします。

以上で議案第23号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。今提案されたのは、水道料金の改定表をこのようにしますということだけだと思うのですが、そもそも秩父市の水道料金に統一するということは、17.91%上がったのだけれども、それを上げないで料金体系だけ秩父市に合わせるということなのか、その水道料金上げた17.91%というのはどこへいつてしまったのですか、教えてください。

議長（四方田 実議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 議員のご質問についてお答えさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、基準料金でございました秩父市の料金に合わせるという形で条例改正の上程をさせていただいているところです。議員お話がございました平均改定率17.91%に上げるという形の料金改定につきましては、理事会等で審議をした結果、料金の格差が非常に大きくなるということを踏まえまして、基準料金である秩父市に合わせるという形でございますので、こちらの内容で上程をさせていただくという結果でございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。この料金体系に合わせるというのは理解できます。けれども、理事会で決まったとはいっても17.91%上がったわけですよ。その上がった分について、どうなっているかというのが心配で聞いたのです。いいです。いいですというわけにいかないのだね。値上げのことはこっちに置いといて、今回はこの条例は、料金体系についての料金表を秩父市に合わせるということだけの条例改正だということでもいいのですね。

議長（四方田 実議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 議員のご質問にお答えさせていただきます。

あくまでこの料金改定、使用者から負担いただく料金につきましては、基準料金であった秩父市の料金ということですので、平均改定率、17.91%までの差額につきましては、各それぞれの市町でご負担をいただくという形になりますので、それぞれの市町から負担をいただくという形の経緯でございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。質問いたします。

今回のこの条例改正案の一番大きな特徴というのは、概要の（1）に書いてあることですが、今まで各市町の料金体系がそれぞれ条例の中にありましたけれども、これを全部削除すると。したがって、そうすると秩父市の条例だけが残るわけですが、そういうことだというふうに理解をします。一番大きい改正点は何かということ、秩父市は基本料金の中には一滴の水も含まれていない。全て従量料金で積み上げる、そういう料金体系になっています。他の4町については、基本料金の中に20立方メートルまでの基本水量が含まれていました。したがって、20立方メートルまで使った人は基本料金だけで済むと、こういう状態になっていたのですけれども、今度は秩父市の料金に統一することですから、1,960円の基本料金プラス1立方メートル当たりから70円ずつ値上げすると、こういう形になると思います。すると、こういうふうに改めることによって、水道料金の収入としてはどのぐらい増えるのか。そしてまた、この基本料金の中に水を含めないということによって、全体の水道事業経営の中で何%の基本料金分を占めることになるのか。説明会では30%というようにあったのですけれども、もうちょっといくのだと思うのですけれども、何%まで基本料金分の収入が入るか。ここをまずお願いします。

議長（四方田 実議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 議員のご質問についてお答えさせていただきます。

住民説明会の資料の中でもありますとおり、現在の秩父市の基準料金の部分の中での基本料金の割合が約30%ということですので、30%程度の基本料金の収入という形になる想定でございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） そういたしますと、30%ぐらいの収入が基本料金だけで賄えると、こういうお話なのですが、水道法で言えば、清浄で安価な水を供給するのを目的とすると第1条で書いてあるのですが、基本料金の中には水が一滴も入っていないわけですね。全体の収入の中の30%だけ、それで取ってしまうということは、経営としては非常に安定するかもしれないと思うのです。ただし、使用者としては非常に問題があるというふうに思うのですけれども、そこで伺うのですが、今までの料金体系では秩父市だけが基本料金の中に一滴の水も含めていないで、他の市町村は20立方メートルまでを含んでいたのですが、全県的に見ると他の水道団体がどういうことになっているのか。他の水道団体もそういうふうに行っているところがほとんどだと思っているようなことかどうか、そこをまず伺いたいのなのですが、いかがですか。

議長（四方田 実議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 議員のご質問についてお答えさせていただきます。

埼玉県内における水道料金に基本水量含まれている事業体は、県内全体の水道事業体が55団体ございます。そのうち35団体が基本料金が含まれているという形でございまして、割合にいたしますと約63%ということでございます。

以上でございます。

（「基本料金」と言う人あり）

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 すみません。失礼しました。訂正をさせていただきます。基本料金というお話をしてしまったということで、議員お話のとおり、基本水量が含まれている団体ということですので、訂正をさせていただきます。

議長（四方田 実議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。今お答えいただいたように、埼玉県には55団体の水道事業体があって、そのうちの35団体については基本料金の中に基本水量が含まれている、ということになっているというお答えが今ありました。そのとおりなのです。なぜそういうことになっているかというと、水道法の精神からいって、水はどういう方にとっても生きるのに逼迫になってはならない、そういう性質のものだから、命の水だから基本水量は基本料金の中に含んでいるのだ、こういう考え方であるわけなのですが、今回のこの改定については、そういう命の水というような考え方よりも経営をいかに安定させるか、基本料金だけで30%をまず収入として得ようという考え方のように見えるのですけれども、そういう考え方、理念の下にこの改定が提案されているのかどう

か、そこをお願いします。

議長（四方田 実議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 議員のご質問についてお答えさせていただきます。

基本水量制の部分の導入の目的からお話をさせていただきますと、公衆衛生法上の観点から生活上必要な一定程度の水道の使用を促すことということで、基本水量制の導入という形での水道料金を制定していたという経緯がございます。その時代は井戸水等がまだ主流だったということで、水道の創設期の考え方でもございまして、水道利用者を増やすには安価な料金設定が必要であり、基本水量制を採用していたという経緯でございます。安全な水道水の普及は、公衆衛生上格段に向上したという結果になっておりまして、令和元年度、秩父地域の水道普及率につきましては約99%という形の、当初の目的については十分達したものと考えております。

また、近年では核家族化や一人世帯の増加、節水機器等の普及によりまして使用水量も減少傾向にある中、使用水量が違うのに負担額が同じであるため基本水量制は公平な負担とは言えないという観点もございます。水道事業を経営する立場から申し上げますと、一定の料金収入を見込む必要性も重要であることから、使用した分に応じた支払いとする内容で安定した収入を見込めることにつながるようになります。

また、経営審議会でも協議がされておりまして、答申書に基本水量を廃止する内容、こちらも盛り込まれておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 他に質疑はございませんか。

黒澤秀之議員。

3 番（黒澤秀之議員） 3 番、黒澤です。1 点ほどお伺いをさせていただきます。施行期日につきまして、横瀬町と小鹿野町さんについては、令和 3 年10月 1 日から水道料金の別表について運用が開始されるわけでありまして、半年間における当該 2 町における不足額はこういった形で広域市町村圏組合に補填をされるのか、令和元年度の実績において試算すると、それぞれのくらの金額が各町から広域の水道局に補填されるということになるのか、教えていただければと思います。

議長（四方田 実議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長登壇）

古屋敷光芳水道局次長兼経営企画課長 黒澤議員のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、横瀬町、小鹿野町におきましては、令和 3 年10月 1 日から水道料金の別表について運用を開始するわけですが、半年間における当該 2 町における不足額をどのように補填されるかというご質問につきましてお答えさせていただきます。

今回の料金統一により平均改定率が値上げとなる横瀬町、小鹿野町の地区におきましては、新型

コロナウイルス感染拡大による住民生活、企業活動に及ぼす影響を考慮いたしまして、両町の政策的措置といたしまして半年間の統一料金の先送りが実施される予定でございます。令和３年度当初から旧料金の算定が、最後に行われます12月の調定分を、各家庭ごとに実際の使用実績に基づきまして旧料金で算定した料金と統一料金で算定した料金の差額を不足分として両町から補填していただく予定でございます。

なお、令和元年度の実績におきまして試算いたしますと、横瀬町におきましては832万7,000円、小鹿野町につきましては4,065万1,000円を見込んでおります。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 黒澤議員よろしいですか。

（「議長」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 出浦議員につきましては先ほど質問していただいて、同一議員について同一議題については３回ということで、会議規則第52条で決まっておりますので、後で聞いてください、次に。

（「ちょっと議長、休憩、休憩を求めたい」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 休憩。

（何事か言う人あり）

議長（四方田 実議員） 発言は……

（「議事進行」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 続けます。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

16番、出浦正夫議員。

（16番 出浦正夫議員登壇）

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦正夫です。反対討論を行います。

ここは非常に重要な議案でありまして、秩父郡住民の生活に多大な影響を与える内容であります。

何点かの反対理由を申し上げますけれども、第1には、この改定は、先ほど基本水量制と従量制のことを質問いたしましたけれども、基本水量制を廃止して基本料金の中には一滴の水も含まない。つまり命の水である水が、基本料金の中から排除されたということです。しかも、埼玉県の水道団体で言えば、55団体あるうちの35団体が基本料金の中に一定水量を含んでいる。これはある意味、水道運営の常識に埼玉県ではなっているということであります。つまり基本料金の中に一滴の水も含んでいないということは、東電やガス会社なんかのように基本料金だけで一定の収入を得ようという、住民サイドに立った考え方よりも経営者サイドに立った考えであるというふうに私は感じております。

もう一つは、この基本水量を外すことによっていろんな問題が生じてきます。例えば皆野、長瀬町、水道料金が値下げになるだろう、こういうふうに思われていた方が多いのですけれども、皆野町では24%の人が値上がりになります。長瀬町は22%の人が値上がり、横瀬町でも79%の人が値上がり、こういう事態になります。なぜこういうことになるかというと、基本料金の中に一定水量を含んでいないということになるからです。最も皆野町で影響が大きいのは、2か月間、13ミリの水道管で20立方メートル使う方です。この方は、値下げになるだろうと思ったら値上がりになる。非常に問題であります。しかも、幾つかの家庭とかというわけではなくて、皆野町で言えば24%の受給者が値上がり、長瀬町では22%、越生町では79%、そして小鹿野町では全ての利用者が値上げになります。このコロナの事態の中で様々な職業の人が経営困難に陥ったり、あるいは収入不足に陥ったり、極めて悲惨な事態が起こっております。こういう事態の中で値上げをするということは本当に問題だろうというように、私は考えています。むしろ値上げを先送りするべきではないか、こういうように考えています。

なお、この秩父市料金に統一するということでありますけれども、先ほど論議の中でも17.91%分に当たる額はどうなるのだ。金額で言えば1立方メートル当たり218円66銭まで17.91%値上げするということになるわけですが、これは各市町から負担をしてもらう。1年間で3億6,000万円、次の改定を予定している5年間で約18億円の負担をすると、こういうことを想定した上での料金改定であります。今までの説明の中でも、水道企業は独立採算制で一般会計からの補填というのは異常な形だ、極めて不正常な形なのだとことを言っていますけれども、一般会計からの負担をせざるを得ないというような水道事業の運営そのものが、もうこれ既に今まで言ってきたことの論理が破綻をしているということの私は証明ではないかなというふうに考えています。午前中の一般質問で計画の見直しが総体では幾らかかるのかというようなことを申し上げましたけれども、そうしたことをすることなしに、ただただ基本計画どおりに進めていって、料金が不足をしたら値上げだというような経営は許されないというように思います。そういう意味から本改定案には反対をいたします。

以上で反対討論といたします。

議長（四方田 実議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

（「賛成、反対で言わないと」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） これより……

（何事か言う人あり）

議長（四方田 実議員） 他に討論はございませんかと聞いたのだけれども。

（何事か言う人あり）

議長（四方田 実議員） では、討論あるのですか。

（「賛成討論あります」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） それでは、賛成討論を。

15番、高橋耕也議員。

（15番 高橋耕也議員登壇）

15番（高橋耕也議員） 15番、高橋耕也です。本議案の賛成の立場として討論させていただきます。

先ほどこちよっと討論についてということで、小鹿野町のほうの議会に慣れていたものですから、反対討論と賛成討論というのがなかったので少し待ってしまったので大変申し訳ございませんでした。以後気をつけます。

それでは、討論のほうに入らせていただきたいと思います。先ほど来よりありました議案、今まで広域の中でもずっと進められてきた内容でございます。今回この内容につきまして、ご丁寧に各市町で説明会も行っていただきました。そういった中で小鹿野町はかなりの時間をいただいて、いろんな議論もあったと思われませんが、ほかの町、市におかれましては非常に参加人数も少なく、皆さん現状の水道の広域化に対して、町民、市民の賛成を得ているものと思われま

す。また、小鹿野町というのは非常に特殊でありまして、これは町のことを言う、何が特殊かといいますと、水道に対して投資を行ってこなかった唯一の場所と言えます。それというのは一つ大きな問題がありました。私が二十歳のとき、成人式のときです。ある議員の人に言われました。小鹿野町はこのままいったら水道事業というのは非常に苦しいものになると、広域を考えているのだという話を聞きました。僕は鮮明に覚えていますし、我々の同級生も非常に危機感を持ちました。そういった中でもその話は進んでいかず、今までの流れになっております。そこに来て広域化の話が出、そして広域になり、どちらかというとオートマチックに小鹿野町もその中に入っていけたと思っております。そうでなかった場合、現状どうなっていたかということも非常に危惧されます。えてして人は感情で物事を考えがちかもしれません。しかし、こういった数字を挙げていただき、将来のこと、事実に基づき物事を考え、数字立てやっていく。やはりこの論点に関しては、揺るぎはな

いものかと私は思っております。基本的にその辺を押さえまして物事は進めていくべきであるし、また大変時代の変化の中で大きな組織の中でやっていく。これはやはり一番端にある私たち小鹿野町、埼玉県の端のほうに当たるわけですが、そういったところを守る意味でも大きな事業になってまいります。我々は、今後20年、30年後の子供たちの未来を考え、先ほど来もある命に大切な水、この基本をまずは絶やさないというところで見えております。また、災害などの際にこういったところでしっかりと守っていけるか、こんなところも考えながら、この広域水道事業、しっかりと進めていっていただきたいと思います。料金に関しても、私の周り、また今回の説明会におかれましても大半は住民の方々の賛成を得ていると思ひまして、賛成討論に代えさせていただきます。

以上です。

議長（四方田 実議員） 他に討論ございませんか。

2番、山中進議員。

（2番 山中 進議員登壇）

2番（山中 進議員） 2番、山中です。今小鹿野町の将来はないというようなお話がありましたけれども、今小鹿野町は自然流下で水が来ていますね。私ども中津川というところも自然流下で、当時は100軒ぐらいあったところに10億円かけて水道施設造って、今自然流下で十分間に合っていますよ。そういうことからすると、そんなにお金はかからないのだけれども、先ほど出浦さんが言ったように、それでも基本料金全て含めて使った分だけ水道料金として支払うということなのです。だけれども、そうした中で例えば小鹿野の未来について考えれば、あのミューズパークに何十億円かけて造るのであれば、その10分の1、5分の1で小鹿野町の浄水場もできるのですよ。そういうことを考えると、未来がないのではなくて、この小鹿野町として残っている小鹿野町を大事にしなければと思うし、私が危惧しているのは、その17.91%上がった、その17.91%上がった分をこっちに置いて、とにかく料金体系だけは条例化しよう。その料金については、上がったものについては負担金として、また後から出すのだという、そういう条例化されているものですから、私はそうではなしに、全て17.91%上がった分、これは一般会計として繰り出していくという形で町民や市民に負担をかけないような、そういう水道システム、水道料金にすべきだという考えを持っていますので、今回のこの料金表だけ条例化するということに対しては反対いたします。

以上です。

議長（四方田 実議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長（四方田 実議員） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（四方田 実議員） 次に、議案第24号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(富田豊彦事務局長登壇)

富田豊彦事務局長 議案第24号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

本補正は、令和元年度一般会計決算に係る繰越金の確定に伴う歳入補正のほか、ただいまご可決いただいた一般職職員の給与に関する条例の一部改正に係る給与改定等に要する人件費並びに防疫等作業手当を含めた新型コロナウイルス感染症対策事業費等の歳出補正を行いたいものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。本補正は、第1条にありますように、現計予算の総額35億365万6,000円に、歳入歳出それぞれ1億4,418万3,000円の増額補正を行い、補正後の予算額を36億4,783万9,000円としたいものでございます。

それでは、歳入歳出補正の内容を事項別明細書でご説明いたします。補正予算書の8ページ、9ページをお開き願います。歳入は、第4款繰越金、第1目繰越金を1億4,418万3,000円増額し、補正後の額を2億4,418万3,000円とするものでございます。

議案第19号で認定いただきました令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計決算に伴う決算剰余金2億4,418万3,000円から、令和2年度当初予算の繰越金に計上しました1億円を差し引いた金額でございます。歳入合計で1億4,418万3,000円の増額補正となります。

続いて、10ページ、11ページをお開きください。歳出は、本年度の職員配置及び給与条例の一部改正に基づく人件費補正並びに事業費補正でございます。人件費の各費目の補正内容につきましてはこの後ご説明申し上げますが、各費目の人件費補正合わせまして人件費を総額で1,515万1,000円減額したいものでございます。

第2款総務費、第1目一般管理費につきましては、給料、職員手当等及び共済費の職員人件費を1,463万5,000円増額、第10節需用費の印刷製本費を193万6,000円増額し、補正後の額を1億4,000万6,000円としたいものでございます。印刷製本費につきましては、前にも一般質問をいただきましたけれども、組合50周年記念誌を作製するものでございます。

第3款民生費、第1目介護認定審査会費につきましては、人件費を445万5,000円減額し、補正後

の額を4,612万8,000円に、第2目自立支援審査会費は、人件費を1万円減額し、補正後の額を1,068万8,000円に、第4款衛生費、第4目斎場費につきましては、会計年度任用職員に係る旅費を含めた人件費を16万1,000円減額し、補正後の額を9,024万9,000円としたいものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。第4款衛生費、第1目清掃総務費につきましては、人件費を206万6,000円増額し、補正後の額を9,241万2,000円に、第2目クリーンセンター費につきましては、会計年度職員の旅費を含めた人件費を1,203万7,000円減額、第10節需用費を57万円増額、第11節役務費を11万8,000円増額し、補正後の額を5億3,940万7,000円としたいものでございます。

需用費は、焼却炉工事に伴い乾燥だきが必要となったことから、灯油の使用量が増加するために燃料費の増額を、役務費は、業務課を秩父クリーンセンター事務所内に移したことにより電話料金が増えたため、通信運搬費を増額するものでございます。

第3目環境衛生センター費につきましては、人件費を187万3,000円増額し、補正後の額を1億6,044万6,000円としたいものでございます。

第5款消防費、第1目常備消防費につきましては、人件費を1,706万2,000円減額、14、15ページをお開き願います、旅費を66万9,000円減額、需用費を578万1,000円増額、備品購入費を152万2,000円増額、負担金、補助及び交付金を267万2,000円減額し、補正後の額を15億3,456万8,000円としたいものでございます。旅費並びに負担金、補助及び交付金の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により研修等が中止となったことによるものでございます。消耗品費及び備品購入費は、新型コロナウイルス感染予防のためリユース型感染防止衣と職員用の布団の購入、秩父消防本部庁舎の仮眠室に設置するパーティションの整備をするものでございます。

第8款予備費につきましては、1億5,274万8,000円増額し、補正後の額を1億8,072万6,000円としたいものでございます。

歳入補正の1億4,418万3,000円に、第2款総務費から第5款消防費までの計856万5,000円の減額分を加えた1億5,274万8,000円を増額するものでございます。歳出合計で歳入合計と同額の1億4,418万3,000円の増額補正となります。

最後に、予算書の16ページから給与費明細書となりますが、説明のほうは省略させていただきます。

以上で議案第24号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略い

たしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（四方田 実議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（四方田 実議員） 総員起立であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（四方田 実議員） 次に、議案第25号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(柴岡康夫水道局長登壇)

柴岡康夫水道局長 議案第25号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。

議案書の10ページを御覧いただきたいと存じます。今回の補正は、一般会計同様、給与改定及び人事異動に伴う人件費補正を実施するもので、支出見込額の見直しを行うものでございます。

第1条は省略いたしまして、第2条、収益的収入及び支出についての補正でございます。収益的収入の補正はございません。収益的支出の第1款第1項営業費用でございますが、225万5,000円を減額するものでございまして、主な補正内容でございますが、令和2年度水道事業会計補正予算（第2回）説明書の2ページ、3ページ、水道事業補正予算（第2回）実施計画を御覧いただきたいと存じます。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費320万4,000円の減額、第2目配水及び給水費98万8,000円の減額、第3目総係費193万7,000円増額でございます。これは、給料、手当、法定福利費の補正でございまして、給与改定及び人事異動に伴う人件費補正をするものでございます。総係費の増額につきましては、厚生労働省に研修生派遣職員1名分と総係費の対象者の昇格によるものでございます。

次に、第3条の冒頭の記述は、予算第4条の資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に

関する内容を、それぞれ項目と金額について補正するものでございます。

次に、その下段にございます資本的支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費456万円を減額するものでございまして、主な補正内容でございますが、説明書の4ページ、5ページを御覧ください。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目原水及び浄水施設費15万7,000円の減額、第2目配水及び給水施設費440万3,000円を減額するものでございまして、収益的収入及び支出と同様、人件費の減額補正をするものでございます。

次に、第4条は、予算第6条に定めた債務負担行為の事項に水道施設台帳管理システム導入業務委託を追加するものでございます。期間は令和2年度から令和4年度までの3年間の事業で、限度額は6,200万円を計上したいものでございます。

事業内容でございますが、水道局が保有する水道施設を適正に管理するための施設台帳情報を整備したいもので、これは水道法の一部を改正する法律で定められ、令和4年9月30日までに整備が必要なものでございます。それぞれの年度の事業費につきましては、説明書11ページ、債務負担行為に関する調書を御覧いただければと存じます。令和2年度は契約に伴う準備年度として、費用は発生いたしません。令和3年度、3,110万1,000円、令和4年度、3,089万9,000円の予定でございます。

なお、現在交付されている国の補助事業である水道事業運営基盤強化推進事業の広域化事業や、運営基盤強化事業で更新事業を実施しております新たなメニューでございます、水道施設台帳電子化促進事業の対象事業として予定してございます。補助率は、現在の事業と同様の3分の1を予定してございます。

次に、第5条は、予算第10条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の額を流用禁止事項として定めております人件費の補正を計上いたしますので、合わせて681万5,000円の減額補正をするものでございます。

以上で議案第25号の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。1点お伺いさせていただきます。今回の債務負担行為に追加計上されました水道施設台帳管理システム導入業務委託なのでありますけれども、ちょっと調べましたら平成30年5月に厚労省の医薬・生活衛生局水道課から出されました簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドラインというのが出ているみたいで、これと類するものなのかどうかというのはちょっと分からないのですけれども、そのガイドラインによりますと、人口10万人規模における電子システム導入初期費用が、おおむね3,000万円というふうに提示されていました。その水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドラインですね。まさにこの事務経費が人口

10万人規模なのではないかなというふうに思うのですけれども、おおむね3,000万円、初期投資費用が。今回の債務負担行為は、6,200万円なのですね。この違いについて、どうして違うのかというのを伺いたいと思います。先ほど標準的な算出というのがキーワードとして出てきましたけれども、標準的なガイドラインについては、人口10万人ぐらいの規模では初期投資としては3,000万円ぐらいなのかな。ただ、秩父広域を考えた場合に6,200万円ぐらい必要なのではないかと。ということでこの額が設定されたのか、その辺につきまして伺いをさせていただきます。

議長（四方田 実議員） 浄水課長。

（新井伴明水道局技監兼浄水課長登壇）

新井伴明水道局技監兼浄水課長 ただいまの黒澤議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、ガイドラインの44ページから53ページに概算でのシステム構築のための初期導入費用の記述がございます。その中の53ページの下段でございますが、そちらにまさに人口10万人程度の欄を御覧いただきますと、導入時の機器点数が全国平均ですと2,066点、機器1点当たりのシステム構築費用が1万6,000円と記述がございます。当水道局の機器点数が、倍以上の4,600点でございます。これを計算させていただきますと7,360万円ということになります。事前にシステム開設業者6者からデモンストレーション及び参考見積りを徴収いたしまして、これを基に今回予算額を計上させていただきました。議員ご質問のとおり、当水道局では施設が山間部に多数点在しておりますので、全国平均的な水道事業者とは機器点数等の条件が異なります。ご理解をいただきますように、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（四方田 実議員） 総員起立であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長（四方田 実議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもって秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時11分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年11月17日

議 長 四 方 田 実

署名議員 山 中 進

署名議員 黒 澤 秀 之

署名議員 赤 岩 秀 文